

S O B U N V O L . 3 1
2 0 1 4

群馬県立文書館の目録作成の現状と課題

↳ 『収蔵文書（分類）目録』を中心に↳

関口 荘右

【史料紹介】

前橋藩士八木家に伝来した中世文書

秋山 正典

【史料紹介】

明治十八年群馬県旧編輯係の史誌事務引継一件

岡田 昭二

群馬県立文書館の目録作成の現状と課題

『收藏文書（分類）目録』を中心として

関口 荘右

はじめに

一 目録作成の歴史と現状

- (一) 『收藏文書（分類）目録』作成・刊行の意義
- (二) 群馬県立文書館「例規」に基づく目録の位置付け
- (三) 文書の収集・整理・公開の流れと目録作成・刊行
- (四) 公文書係（旧公文書課）の目録編成・刊行
- (五) 古文書係（旧古文書課）の目録編成・刊行

二 『收藏文書目録』刊行の歴史・概要と階層構造

- (一) 『收藏文書目録』刊行の歴史・概要
- (二) 『收藏文書目録』武家文書の階層構造

三 『收藏文書目録』第三一集の刊行と今後の目録作成

- (一) 『收藏文書目録』第三一集の編成・刊行
- (二) 「八木健次家文書」の概要と八木家
- (三) 「八木健次家文書」の目録編成と内容
- (四) 平成二五年度事業と『收藏文書目録』第三二集作成

むすびにかえて

はじめに

筆者は、平成二四年一月、国文学研究資料館主催のアーカイブズ・カレッジ短期コース（史料管理学研修会、於福井県立公文書館）を受講し、史料管理学全般について体系的に学ぶ機会を得た。その中で特に興味・関心をもった分野は、「アーカイブズの整理と目録編成について」であった。

その理由は、第一に同年四月、筆者は当館・古文書係に赴任し、「古文書等の整理・点検及び閲覧公開」「古文書分類目録の編集・刊行」が担当事務分掌となっていたからである。

第二に、全六日間の研修の中で、「目録編成」等に関する内容を各講師とも比較的多く取り上げられ、史料管理学の中でも柱となる分野なのではないか、と考えたからである。それらの講座・講師名を列挙すると、「IIアーカイブズ資源論 西村慎太郎」「IIIアーカイブズ管理論 2. 民間アーカイブズ・コントロール論 山田哲好、4. アーカイブズの整理と目録編成 渡辺浩一、7. アーカイブズの公開と普及活動 加藤聖文」などである。当時、筆者にとって当館收藏文書による分類目録の編集・刊行業務は初担当であり、当該年度中に編集・刊行するには目録編成等に関する基本的・専門的な知識や技能を早急に修得しなければならず、

考え方を整理するためにもこのテーマでの本稿執筆をその好機にしたいと考えたのである。

なお本稿は、平成二四年一二月に国文学研究資料館へ提出した修了論文に、その後約一年間の当館での業務、特に『収蔵文書目録』第三一集の刊行と「前橋市 八木健次家文書」のうち戦国期〜近世初期文書の検証に関して加筆し修正したものである。よってここでは、①各種目録、特に『収蔵文書（分類）目録』作成・刊行の意義、②群馬県立文書館の目録作成・刊行の歴史と現状、③『収蔵文書目録』三〇冊の作成・刊行の歴史と意義、④『収蔵文書目録』第三一集の編成と刊行、⑤平成二五年度以降の『収蔵文書目録』作成と課題、などの諸点について整理・概観し、考察することを通して、今後のより良い目録編成やその他の業務改善・充実につなげていきたいと考える。

一 目録作成の歴史と現状

（一）『収蔵文書（分類）目録』作成・刊行の意義

今回の講義の中で、加藤聖文氏は、「アーカイブズ機関において重要なことは、一般の方々に使って（利用して）もらうことである。使ってもらうためには何が必要かという点、目録を作って提供することである」と、段階的な目録作成の説明と共に述べられた。平成二四年三月まで、高校教諭として文書館の一利用者にすぎなかった筆者は、文書館の古文書などの史料には関心があつたが、文書館刊行の目録等の重要性については、あまり意識していなかった。文書館赴任から現在まで、筆者自身の、特に閲覧・公開・展示・レファレンス統括などの業務を通じて、目録作成（編成）の意義や重要性について徐々に認識し、加藤氏の講話でその

認識をさらに深めることができたのである。

当館の『収蔵文書（分類）目録』は、「基本目録」と呼ばれる場合もあるが、その「基本目録」作成の意義について、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会編『地域文書館の設立に向けて 3 諸家文書の収集と整理』（一九九二年三月）は次のように記している⁽¹⁾。「カード、台帳等に取り込まれた基本データにより、より便利な、より広い利用のために基本目録を作成するのが整理の第二段階である。基本目録は、有効な検索の手段というほかに、その史料群の内容・構造・伝来から収集・整理の経過等を報告・紹介するものでもある。解説や凡例、あるいは目録の構成そのものにより、収集・整理の過程で知り得た情報を広く全利用者のもんとするということである。（中略）また、目録をお礼の言葉とともに所蔵者へ手渡すことにより、所蔵者との関係がよりスムーズになったという話も耳にすることがある。様々な波及効果ももたらすものといえよう。（中略）実務上の内部資料として、また所蔵者への還元の手段としても価値は大きいものである。（中略）目録の作成・印刷・刊行・頒布という一連の作業は、史料整理の結果であると同時に、利用・活用の前提でもある。」

また、西村慎太郎氏は、講義「アーカイブズ資源論」の中で、目録編成の意義について、①保存の手段のための目録を作成する（文書館・博物館・図書館などの史料所蔵機関や民間収蔵先における管理のために）、②利用者が利用しやすい目録を作成する、などの点を指摘された。

もう一つの意義をあげると、目録作成者自身が、目録を編集・刊行することを通してアーカイブズ（史料管理）全般に関する能力向上（スキルアップ）がはかれることだと考える。目録利用者

に対して、「史料群の内容・構造・伝来から収集・整理の経過等を報告・紹介する」には、目録作成・編集者自身が、高度で専門的な知識・技能を身につけていなければならない。目録作成・編集者自身が、この業務を通じて身につけた様々な能力は、各種展示・講座などの普及・啓発業務等へも計り知れない好影響や波及効果をもたらすものと考えられる。

(二) 群馬県立文書館「例規」に基づく目録の位置付け

当館の目録編成・刊行等の業務は、主に以下の「例規」①～③に基づいて実施されている⁽²⁾。目録類の編成・刊行は、下記①の業務(一)～(六)の全てに関係したものであるといえる。また、次項で具体的に記す当館の公文書係・古文書係が編成・刊行してきた目録類は、②及び③の規定に基づくものである。

①「群馬県立文書館の設置に関する条例」

(改正 平成元年三月二七日 条例第六号、抜粋)

(業 務)

第三条 文書館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (一) 文書の収集、整理及び保存に関すること。
- (二) 文書の閲覧その他の利用に関すること。
- (三) 文書に関する調査研究に関すること。
- (四) 資料集等の編さん及び刊行に関すること。
- (五) 文書に関する専門的な知識の普及啓発に関すること。
- (六) 前各号に掲げるもののほか、文書館の目的を達成するために必要な業務に関すること。

②「群馬県立文書館組織規則」(平成一五年三月三一日)

公文書・古文書グループ(平成二〇年度より公文書係と古文書係に分離)

- (一) 公文書及び行政資料(以下「公文書」という。)並びに古文書及び記録(以下「古文書」という。)の収集、整理及び保存に関すること。
- (二) 公文書及び古文書の利用に関すること。
- (三) 公文書及び古文書の調査並びに研究に関すること。
- (四) 公文書及び古文書の目録並びに資料集等の編さん刊行に関すること。(波線は筆者)
- (五) 公文書及び古文書に関する講習会、研究会及び展示会等の開催に関すること。
- (六) 公文書及び古文書の保存についての啓発並びに指導に関すること。
- (七) その他公文書及び古文書に関すること。

③「群馬県立文書館における文書の取扱いに関する要綱」

(制定 平成四年一〇月一五日)

第四条 閲覧のための検索手段の作成等

閲覧に供する文書については、利用者の便に供するために、カード及び冊子等の文書目録(磁気媒体等による目録を含む。以下同じ。)を作成するものとする。

二 文書目録は、文書館において編集し、刊行するものとする。(波線は筆者)

(三) 文書の収集・整理・公開の流れと目録作成・刊行

当館における公文書の収集・整理・公開の流れは、①文書収集（県庁で行われる文書整理日に、各課が廃棄対象の文書を運び出してきた段階で、内容を見ながら選り取り収集）②搬入（収集文書を文書館に搬入し、部局別に仕分け）③登録（目録作成のため、収集文書を部局・課ごとに登録。文書の基本情報をデータベースに入力。そのデータをもとに、登録台帳を作成）④燻蒸（文書の長期保存に向けて、虫やカビの発生を防ぐために燻蒸消毒を実施）⑤補修（状態を確認し、必要に応じて解体・補修）⑥箱詰め・保存（専用箱に詰め、表題・文書番号等のラベルを貼付、排架）⑦点検・閲覧室用仮目録の作成⑧閲覧公開⑨目録類の刊行・検索手段の整備（公文書をより利用しやすくするために、目録類を刊行し、インターネット上で目録が見られるようになる）、となっている。

一方、古文書の収集・整理・公開の流れを示すと、①寄贈・寄託の連絡②概要調査（受入予定の古文書について、現地調査の上、寄贈・寄託の手続きを実施）③搬入④燻蒸⑤埃落とし⑥受入（契約）目録の作成（古文書を一点ずつ内容確認し、コンピュータに入力して作成）⑦受入契約締結⑧文書ラベルの貼付・補修（家Ⅱ文書群ごとの登録番号と文書一点ごとの番号が書かれたラベルを貼付し管理）⑨保存封筒・保存箱への収納・保存（書庫内の温湿度管理など）⑩点検・閲覧室用仮目録の作成（古文書の内容を点検し、閲覧に必要な閲覧利用のための目録を作成）⑪閲覧公開⑫収蔵文書（分類）目録の刊行・検索手段の整備（HP上での目録公開など）、となる。本稿では、公文書の⑦・⑨の段階、古文書の⑥・⑩・⑫の段階の各目録作成につ

いて検討対象としている。

近年、行財政改革に伴う予算や人員削減の折、当館の目標・課題になっている「収蔵文書の整理・公開の促進」について、公文書は⑦段階まで、古文書は⑩段階までを迅速化することで、ある程度達成できると考えられる。実際、古文書係は、⑥の受入（契約）目録の作成段階で、より詳細にコンピュータ入力を行うことで、⑥⑩段階の迅速化をはかっている。また、⑫段階の分類目録（紙媒体）の刊行業務を極力省略することによる公開促進も考えられる。目録類の当館HPへのアップ（PDFファイル等による提供）により、紙媒体による刊行（印刷）の手間が省け、迅速化すると思われる。

なお、当館の史資料管理・検索システムは、平成一二年に行行政文書目録データ活用プログラムを開発、同一三年度で古文書等データ活用プログラムを開発した。同一四年度に機器導入、同一五年度に運用を開始した。その後、老朽化のため、同二三年度に更新契約を締結、同二四年九月より新システムが本格稼働した。現在、閲覧室用仮目録データをインターネット公開し、HPから行政文書、古文書・県史資料、図書・行政資料等の検索が可能となっている。

(四) 公文書係（旧公文書課）の目録編成・刊行

当館の公文書係（旧公文書課）が、現在まで作成・刊行してきた目録類（前記⑨段階）には以下のようなものがある。

A…『群馬県行政文書簿冊目録』（第一集 明治期行政文書編）

第七集 昭和二一～三〇年）及び仮目録（昭和三一～三五年）

B…『群馬県行政文書件名目録』（第一集 明治期地方編Ⅰ）第

二二集 明治期法務・雑事編) 及び仮目録(大正期地方編①)

C:『群馬県報目録』(昭和一六年〜平成一一年六月)

D:『群馬県報件名目録』(第一集 明治一九年〜第一四集 昭和二五年)

E:『群馬県議会文書簿冊目録』

F:『官報目録』(明治一六年七月〜平成六年一二月)

G:『議会図書室収集新聞目録』(行政文書簿冊目録第五集に収録されなかった新聞の閲覧用目録)

H:『議会図書室収集写真目録』(行政文書簿冊目録第五集に収録されなかった写真の閲覧用目録)

I:『上毛新聞マイクロフィルム目録』(明治四三年九月〜昭和一七年六月、文書館・前橋市立図書館所蔵の上毛新聞のマイクロフィルム目録)

前記Aの簿冊目録は、当館が県の機関より管理委任を受け保管している行政文書から計七冊(集)を作成・刊行した閲覧用目録である。そのうち第一集は、明治期の文書二七八七冊(分冊前)を収録したものである。文書の分類は、当館で独自に定めた明治期行政文書分類項目で行っている。項目は、簿冊番号、所属年(度)、表題、主務課・係名、備考である。

前記Bの件名目録については、当館が保存している行政文書から計二二冊(集)を作成・刊行した閲覧用目録である(平成二三年三月の第二二集で刊行終了)。そのうち第一集は、Aの『群馬県行政文書簿冊目録・明治編』の分類項目の「地方」にあたる文書七二八二件を収録した目録である。目録項目は、文書年月日、郡市・町村名、件名、簿冊番号・ページを立てている。また、巻頭二四ページにわたって解説(当館における件名目録の作成につ

いて、群馬県における地方制度と地方行政組織の変遷、明治期における地方関係文書の概要)を施している。

なお、前記A・Bの原本史料「群馬県行政文書」は、群馬県及び前身の県・藩等行政機関において作成、收受、編綴された永年保存文書を中心とする近代地方行政文書群である。平成一九年に一万七五二九点が県重要文化財に指定され、これに県議会文書、群馬県報、官報を追加した一万七八五八点が平成二二年六月二九日に国重要文化財に指定された。

現在、当館の公文書係は、補佐兼係長一名、指導主事二名、副主幹一名、嘱託二名、その他臨時職員などで構成されているが、分掌事務での目録作成担当は四名(目録の編集・刊行担当一名を含む)である。

(五) 古文書係(旧古文書課)の目録編成・刊行

当館の古文書係(旧古文書課)が、現在まで作成・刊行してきた分類目録(前記⑫段階)には以下のようなものがある。

J:『群馬県立文書館収蔵文書目録』(第一集 沼田市下久屋町倉品家文書、昭和五八年三月〜第三一集 前橋市 八木健次家文書・吾妻郡長野原町 長野原町応桑区有文書、平成二五年三月)

K:『群馬県史収集複製資料目録』(第一集 中世史部会収集資料・近世史部会収集資料 その一、平成六年三月〜第四集 近代・現代史部会収集資料、平成九年三月)

前記Jの収蔵文書(分類)目録は、当館開館の昭和五七年度以来、毎年度作成・印刷・刊行してきた目録である。しかし、予算・人員の削減、文書のデジタル公開化などの事情により、紙媒体

での刊行は第三集が最後となった。

前記Kの目録は、平成四年度末に解散した群馬県史編さん室から当館へ引き継がれた県史編さん資料のうち、中世史、近世史、近代・現代史の三部会が、主に写真撮影によって収集した古文書等の複製資料目録である。目録本文は、市町村別の資料群ごとに閲覧請求番号と所蔵者別の文書名（所在地）を付し、その中を簿冊製本番号、撮影文書番号、表題、年代、作成、形態の順に記載してある。また、巻末には所蔵者別・五十音順に索引を付し、利用者には検索の便宜を図っている。

現在、当館の古文書係は、係長一名、指導主事二名、嘱託二名、臨時職員一名で構成されているが、分掌事務での目録作成担当は四名（目録の編集・刊行担当一名を含む）である。

二 『収蔵文書目録』刊行の歴史・概要と階層構造

(一) 『収蔵文書目録』刊行の歴史・概要

当館の『収蔵文書（分類）目録』は、開館した昭和五七年度から毎年度刊行されてきた。既刊三一冊の収録文書の所在地・伝存地、文書点数、担当者、総頁数、予算額（平成一四年度～平成二四年度）、頒布価格などをまとめたものが【資料1】である⁽⁴⁾。

本目録は、各年度までの当館への寄贈・寄託状況を考慮し、目録編成計画を立てて刊行されてきた。当初は、倉品家・天田家など「民間（個人）アーカイブズ」を中心に刊行されたが、第三集から第二八集までの多くは、群馬県内各地区ごとに複数の文書群をまとめ、「地区諸家文書」として刊行されてきた。途中、一万五〇〇〇点以上の「民間（個人）アーカイブズ」文書群については、年度をまたいでシリーズ化し刊行された。

その後、平成二一年度当初の刊行計画会議において、今後数年間の収蔵文書目録の編成方法について話し合われた。これまでの県内地区別での編成は、文書群件数に限りがあり難しくなってきたので、今後は目録化する意義がより高い文書群を地区にこだわらずに収録したり、関所関係、旗本領関係、中仙道関係などのテーマ設定が可能ならばテーマ別編成も検討していくことになった。

また、近年の刊行予算の削減（【資料2】）や担当職員数の減少などにより、平成二二年度からは収録文書点数（総ページ数）を大幅に削減し、担当者は一～二名になった。平成二三年度の第三〇集は、表紙・中紙の紙質を落とすなどの工夫をして経費を削減した。さらに同二四年度の第三一集は、予算額が前年度比約一〇万円削減され、これまで以上に経費削減の対応が迫られた。

(二) 『収蔵文書目録』武家文書の階層構造

当館の刊行してきた『収蔵文書目録』の収録文書群のほとんどは、今回のアーカイブズ・カレッジの渡辺浩一氏の講義「4. アーカイブズの整理と目録編成」の「近世近代家文書（村町役人・地主・商人、武士）」に該当すると考えられる。氏は、「出所（フオンド）の内部組織（サブフオンド）とその機能（シリーズ）を構造的に把握しようとする基本視角（原秩序尊重の原則）が重要であり、階層構造を概観する際、近世・近代家文書は内部組織が未発達か存在しないので、内部組織に加え就任役職や経営部門で編成すべき」と述べられた。

平成二四年度、筆者が担当した「前橋市 八木健次家文書」（文書総点数一七四五点）の八木家は、旧前橋藩士（前橋藩主松平大

和守家(家臣)の家である。そこで当時、より良い階層構造を設定するために、過去の当館『収蔵文書目録』のうち「前橋藩松平家臣家文書」(武家文書)に注目し、その階層構造を整理・検討して参考にしたいと考えた。該当するのは、第五集(二家)と第一〇集(五家)の計七家の文書群である。しかし、いずれも当館の他の町方文書・村方(地方)文書に比べると、文書総点数が少なく、あまり参考にならない面もあるが、このうちの四家の内部組織(サブフオンド)・機能(シリーズ)等を整理したものが【資料3】である。井田家文書のサブフオンド「家」は、文書総点数の五〇%以上を占めている。よって、担当の「八木健次家文書」の目録編成は、歴代当主ごとの役職・職業名などを基本にするにととした。

三 『収蔵文書目録』第三一集の刊行と今後の目録作成

(一) 『収蔵文書目録』第三一集の編成・刊行

平成二四年度末刊行の『収蔵文書目録』第三一集は、年度当初の古文書係会議において、「前橋市 八木健次家文書」(公開一七四四点、担当関口荘右)と「吾妻郡長野原町応桑 長野原町応桑区有文書」(一七五五点、担当阿久津聡)を収録し編成・刊行することになった。予算額は、税込みで三八万八五〇〇円(単価九二五円×四〇〇部×消費税一・〇五)である。

同二三年度は、単価六五五円×七〇〇部×消費税一・〇五＝四八万一四二五円で刊行した。印刷会社担当者によると、単純に刊行部数を減らせば予算内に収まるというわけではなく、実際には発行部数が減ると単価も高くなる、とのことである。また、発行部数を三〇〇部減らすと、今までの配布先を相当絞り込む

必要があり、配布先も再検討しなければならない。筆者の前任者から、「ページ数抑制が経費削減には最も効果的」という指摘があり、掲載文書点数は前年度とほぼ同じなので、「解題」ページ数の削減等の工夫をして前記二文書群を収録し刊行することにした。

(二) 「八木健次家文書」の概要と八木家

「八木健次家文書」は、『収蔵文書目録』第三一集の刊行により平成二五年度当初に閲覧公開となった。しかし、その「解題」の記述については、その後の調査・検証などを経て若干の補足・修正が必要となり、ここに記すこととする。

「同文書」は、平成九年(一九九七)七月八日に八木健次氏本人が当館に持参し搬入、翌平成一〇年二月にかけて受入目録が作成され、寄贈契約を結んだ文書群である。八木家は、幕末・明治維新时期に当主(俵司)が前橋藩士(勘定奉行)であった家である。その後、当文書はしばらく整理・点検が進められなかったが、同二三年六月より約一か月をかけてラベル貼付等の装備作業が行われた。翌平成二四年度後半、閲覧公開作業(仮目録作成)と『収蔵文書(分類)目録』刊行とを同時併行で進め、前述のように文書総数一七四四点を同二五年度当初に公開することとなった。文書群の保存状態は、ほぼ良好であるが、一部の八木家系譜(系図)関係の文書には虫損・破損等が著しいものもある。「八木健次家文書」の閲覧公開と『収蔵文書(分類)目録』の刊行は、八木家に関連する研究は勿論、当館収蔵文書で前橋藩や旧前橋藩士の家を研究する上でも大きな意義があると思われる。

同文書の作成年代について、戦国期～近世初期のものは一点

あるが、大半は江戸中期から幕末・維新时期、明治期にかけてのものである。内容は、主に幕末・維新时期の川越藩・前橋藩勘定奉行関係文書（俵司）、群馬県職として学区取締・学務課詰や東群馬郡南勢多郡長・邑楽郡長・勢多郡長などを務めた際の申付書（辞令）類（始）、蔵書・典籍類（俵司・始の収集や書写）である。江戸時代後期の川越藩士、幕末期の前橋藩士、明治期の群馬県職などを務めた家（人物）の職務・生活などを明らかにする上で極めて貴重な文書群である。

なお、寄贈者の健次氏は、本文書群を当館へ寄贈するのとはほぼ同時期に、同家伝来の甲冑具足や戊辰戦争時の始の装束等を群馬県立歴史博物館へ、始の孫である萩原朔太郎関係の書簡などを前橋文学館へそれぞれ寄贈した。

八木家について、『同目録』第三二集の解題には、「八木家は、八木家系譜・系図・事績類の文書やその他の史料によると、播磨国飾磨郡（現兵庫県姫路市南西部）住の八木隼人を家祖とする。八木家の言い伝えでは、隼人以前は四国の讃岐生駒氏の家臣であった、ということである。家系の概略を当主に限定して記すと次の通りである。①隼人（？）↓②「養子」権左衛門（？）一六九一）、延宝七年（一六七九）姫路藩士一〇〇俵召抱↓③初代権右衛門（長晴、？）一七五四）↓（以下略）」と記した。つまり、八木家系譜などの史料によると、ほぼ判明している近世初期の八木家当主は「隼人」（生没年等不明）に始まるとした。

しかし、その後の調査や同家の戦国期～近世初期文書などの検証により現時点では、「隼人」以前の近世初期に「清右衛門尉」という人物がいたのではないかと考えている。その理由は、「八木清右衛門尉宛蹴鞠・葛袴并鴨沓免許状」（請求番号P〇九七

〇二 No.一五九二―一）の差出人「雅庸」が、戦国期から江戸時代初期にかけての公家・歌人である「飛鳥井雅庸」（一五六九～一六一六）と考えられるからである。当該文書に雅庸の印（判）がないのが少し気がかりではあるが（控か）、この蹴鞠免許が事実とすると、「清右衛門尉」は「雅庸」とほぼ同時代に生きた人物と思われるのである。また、別文書「八木隼人正宛蹴鞠・糸紐免許状」（同 No.一五九二―四、これも差出の雅庸の印判なし）からは、二つのことが考えられる。一つは「清右衛門尉」↓（次代）「隼人正」↓「隼人（？）」という考え方である。もう一つは、両文書とも差出が（飛鳥井）「雅庸」であることから「隼人正」↓「清右衛門尉」という考え方である。「隼人（正）」が、この頃の八木家当主が代々襲名した名である可能性もある。

また、同家文書の戦国期～近世初期文書一一点のうち、織田信長・豊臣（羽柴）秀吉関係の文書が計四点あるが、当時八木家は織田信長や豊臣秀吉の家臣であった生駒氏（讃岐生駒氏）の家臣であったので、その生駒氏から当時の八木家当主の役職などに関わって入手したものと思われる。巻物にのべ一八二名の花押の切り抜きが貼付されている花押集（同 No.一五九三、剝離片一八名を含む）も同様のこのことから作成された可能性もある。讃岐生駒氏は信長・秀吉に重用され、生駒親正は讃岐国六万石余を与えられ丸亀城を本拠地とした。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦い後、東軍に属した親正の子の生駒一正は高松城に移った（親正は西軍）。寛永一七年（一六四〇）、御家騒動（生駒騒動）により出羽国由利郡矢島（現秋田県）へ一万石で配流となった（矢島生駒家）。この際、八木氏は一旦浪人になったと考えられる。その後、前述のように、延宝七年（一六七九）横田内膳家の九男を

養子に迎え権左衛門と称し姫路藩士として召し抱えられた。次の初代権右衛門（長晴）以降の八木家来歴については、『同目録』第三一集の解題を参照されたい。

さらに、同家文書の戦国期〜近世初期文書二点のうち、宛所が「本願寺」となっている文書が計四点あることの意味（八木家と本願寺の関わり、主君生駒氏を介してのつながりか）、養子を迎えた横田内膳家と八木家の関わりなど、説明すべき課題は多い。

（三）「八木健次家文書」の目録編成と内容

目録編成にあたっては、文書の公私の別、年代（近世・明治期以降の八木家当主の役職等）や内容に基づき、以下のように大別した（大項目⇨サブフォンド①〜③）。八木家公的文書（下記①②）は、そのほとんどが明治期以前のものであり、大正期以降のものは「役職不明・その他Ⅱ」の項目に入れた。なお、この目録では、「近世」を明治四年七月（一八七一年八月）の廃藩置県以前（前橋藩まで）とし、「明治期」（近代）を廃藩置県以後（第一次群馬県発足以後）とした。（ ）内は文書点数と全文書に対する割合である。

- ①近世松平大和守家家臣関係文書（八三〇点、四七・六％）、
- ②明治期以降の群馬県職他関係文書（二〇五点、一一・八％）、
- ③八木家私的文書（七〇九点、四〇・六％）。

さらに、文書の性質、内容、まとまり（縛り）などを考慮し細分化した（中項目⇨シリーズ、小項目）。一つの文書が二つ以上の分類項目に該当する場合もあるが、重複分類はせず、目録編成者の判断で一方のみの分類配置とした。以下、大・中・小項目名とその文書点数のみを記すが、詳細は『同目録』第三一集の解題

を参照されたい。

①近世松平大和守家家臣関係文書（八三〇点、四七・六％）

【召抱前、白河藩士、姫路藩士】（二二点、〇・七％）

【前橋藩士Ⅰ】（二二点、〇・七％）

【川越藩士】（六八点、三・九％）

【前橋藩士Ⅱ他】（七三一点、四一・九％）さらに小分類七。

ア「勘定奉行」（三九四点）

イ「家附会計判事」（一一〇点）

ウ「大筒方心得、高嶋流砲術世話役他（始）」（二九点）

エ「内偵、半隊司令官物頭格（始）」（三九点）

オ「目付役、監察列（始）、その他」（一九点）

カ「権少属・権大属（始）」（九点）

キ「年・役職等不明」（一三二点）

【藩・役職不明、その他】（六点、〇・三％）

②明治期以降の群馬県職他関係文書（二〇五点、一一・八％）

【群馬県職Ⅰ、熊谷県職】（一〇点、〇・六％）

【群馬県職Ⅱ】（一三三点、七・六％）四時期に小分類した。

ア「学区取締」（六点）

イ「南勢多郡書記、東群馬郡書記」（一〇点）

ウ「県御用掛、学務課」（五七点）

エ「東群馬・南勢多郡長、邑楽郡長、勢多郡長、他」（六〇点）

【群馬県職退職後、家扶、家令など】（三六点、二・一％）

【第三十九国立銀行等社員】（二二点、一・三％）

【役職不明・その他】（四点、〇・二％）

③八木家私的文書（七〇九点、四〇・六％）

【学芸】（二五七点、一四・七％）さらに三つに小分類した。

- ア「典籍」(一九七点)
- イ「学業・進学等」(三二二点)
- ウ「短歌、俳句、宝生流、その他」(二八八点)
- 【家計・家業】(二四六六点、一四・一%) 七つに小分類。
- ア「家計」(三三二点)
- イ「納税」(四三三点)
- ウ「地主」(三二七点)
- エ「質地証文・売買証文」(一七七点)
- オ「自宅新築」(三二六六点)
- カ「石川町土地買上一件」(二二七点)
- キ「財産、遺産相続、その他」(五三三三点)
- 【家政】(二〇八八点、六・二%) さらに三つに小分類した。
- ア「書状等」(六〇〇点)
- イ「系譜・事績」(二二三二点)
- ウ「その他」(二二五五点)
- 【冠婚葬祭】(九八八点、五・六%) さらに三つに小分類した。
- ア「仏事」(六七七点)
- イ「婚姻・祝儀」(一一六六点)
- ウ「宗教、その他」(一一五五点)

なお、同家文書のうち戦国期～近世初期文書の計一一点(目録記載番号はNo.一五九二とNo.一五九三の二点、後にNo.一五九二の一点を枝番展開し閲覧公開、計一一点)は、目録刊行当時、各文書の年代や真偽のほどが不明であり私的収集物とし、前記「③八木家私的文書」のウ「短歌、俳句、宝生流、その他」(二八八点)の中に位置づけた。現時点では、前記「①近世松平大和守家家臣

関係文書」の前に、「讃岐生駒家家臣」という項目を立て、位置づけるべきであると考えている。

(四) 平成二五年度事業と『收藏文書目録』第三二集作成

平成二四年一二月、当館館長から「平成二五年度事業計画の作成に向けて(基本方針)」が示された。二五年度の基本目標のうち目録作成、公開普及に関する二点は、①收藏文書の公開を促進するため、日常の整理業務等を見直し迅速化する。②收藏文書の利活用を推進するため、情報発信機能や普及啓発活動を拡充する、であった。

次に、これらの目標を達成するための主要な課題と対策案のうち目録編成に関する二点は、①收藏文書の整理・公開の促進【公文書・古文書係担当】(各係の整理・点検作業等について不断の点検と改善策を実施する)、②広報普及活動の充実【総務普及係担当】(唯一の情報発信媒体としてHP機能、資料検索システムなどを拡充する)であった。

さらに、これらの課題と対策案を具体化する主な普及事業案について、講座関係、展示関係、その他普及活動、刊行物関係が示された。目録編成に関わる刊行物については、HP活用による『收藏文書目録』の発行(古文書係担当)、『行政文書件名目録』の発行(公文書係担当)などの業務を今後も継続していくという方針が示された。

以上のような指針を受け、『收藏文書目録』第三二集や『行政文書件名目録』を本館HPにアップするための課題について、以下の二点を考えてみた。まず第一は、PDFファイル化した目録(A四判)をダウンロード可能にしてアップするには、どれくら

いのページ数が適当なのかという点である。すでにアップされている「文書館だより」や「年報」などに加えて可能なのか、という点である。当館総務普及係のHP担当者によると、ページ数やパソコン性能によりダウンロードの所用時間は変わるが、『収蔵文書目録』の場合、現在の一六〇ページ余をアップすることは十分可能である、とのことである。

第二に、紙媒体で作成する目録は、どのような装丁のものを何冊作成し、どこに、何冊くらい配備するのか、という点である。今回のアーカイブズ・カレッジにおいて、諸先生方が繰り返し指摘されたことのなかに、デジタル化することによる諸々の不便さ、保存の危うさ、などがあつた。紙媒体の目録がある程度作成する必要は、デジタル化の進展とともに、今後むしろ高まっていくのではないだろうか。

むすびにかえて

以上、当館の目録作成の歴史・現状と今後の課題について、『収蔵文書（分類）目録』の作成を中心に概観し、考察を試みた。目録作成に関するさまざまな点を調べるほど、当館諸先輩方の長年の苦労や創意工夫などがわかり、業務に関する考え方を新たにすることができた。

先述のように、予算・経費等の面から今年度より『収蔵文書目録』などのHPアップが予定・実施されているが、むしろ刊行本よりも利用者数が飛躍的に増える可能性がある（場所・時間の制約を受けないこと等）。目録のデジタル化の利点としては、物を保存管理する場合と比較して経費・場所等を節約しつつ大量の情報保存できる点がある。目録作成の意義は、利用者の検索の便

宜を図ること、文書の保存管理や職員の技能向上等にあるので、我々はより一層内容の充実したものを作っていかなければならない。そのために、日々研鑽につとめ、史料管理の技能向上を図っていきたい。そして、何よりも筆者自身が、目録類の一番の利用者となり、どうすればより利用しやすい目録になるのか、ということ等を常に考えていくべきであろう。

注

- (1) 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会編『地域文書館の設立に向けて 3 諸家文書の収集と整理』（ぎょうせい、一九九二年三月三十一日発行）
- (2) 群馬県立文書館編『群馬県立文書館例規集』（一九九三年三月）、その他より
- (3) 現在は、より綿密な事前調査に基づき収集している。
- (4) 『群馬県立文書館収蔵文書目録』（群馬県立文書館、第一集 昭和五八年三月、第三一集 平成二五年三月）

参考文献・資料など

- ① 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会編『地域文書館の設立に向けて 5 地域史料の検索と活用』（ぎょうせい、一九九八年三月三十一日発行）
- ② 安藤正人『記録史料学と現代 ―アーカイブズの科学をめざして―』（吉川弘文館、一九九八年六月一日発行）
- ③ 国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学 上・下巻』（柏書房、二〇〇三年一〇月三〇日発行）
- ④ 『群馬県史収集複製資料目録』（群馬県立文書館、第一集 平成六年三月、第四集 平成九年三月）
- ⑤ 『群馬県行政文書簿冊目録』（群馬県立文書館、第一集 昭和五九年三月、第七集 平成二年三月）
- ⑥ 『群馬県行政文書件名目録』（群馬県立文書館、第一集 昭和六二年三月、第二集 平成二二年三月）

【資料1】『群馬県立文書館収蔵文書目録』刊行一覧

No.	作成年度	集番号	請求番号	所在地・伝存地	文書名	文書点数	担当者名	頁数	型	価格等	予算額
1	昭和57年度	第1集	P08005	沼田市下久屋町	倉品右近家文書	2,723		157	B5	¥1,000	
2	昭和58年度	第2集	P08105	高崎市下滝町	天田壮家文書	4,460	駒形義夫	319	B5	¥2,100	
3	昭和59年度	第3集			多野・藤岡地区諸家文書(1)	3,858		198	B5	在庫なし	
			P8116	多野郡新町	田口基家文書	509	岡田昭二				
			P8117	藤岡市中大塚	小林小五郎家文書	2,711	田中康雄				
			P8109	藤岡市保美	高橋辰巳家文書	237	山田叔子				
			P8201	藤岡市高山	黒沢一郎家文書	162	駒形義夫				
	P8207	藤岡市下日野	栗崎智康家文書	239	小沢賢二						
4	昭和60年度	第4集			利根・吾妻地区諸家文書(1)	1,653		203	B5	在庫なし	
			P8114	利根郡片品村	入沢文三家文書	259	岡田昭二				
			P8208	利根郡利根村	鈴木順一家文書	589	小沢賢二				
			P8002	沼田市奈良町	石田侃家文書	311	駒形義夫				
			P8110	沼田市下沼田町	片山寛寿家文書	97	山田叔子				
	P8101	沼田市沼須町	小林正義家文書	397	田中康雄						
5	昭和61年度	第5集			勢多・前橋地区諸家文書(1)	1,129		185	B5	在庫なし	
			P8314	富士見村石井	中島岩雄家文書	445	小沢賢二				
			P8305	富士見村横室	萩原満家文書	354	岡田昭二				
			P8209	前橋市新堀町	新堀町自治会文書	123	山田叔子				
			P8001	前橋市南町	井田笑子家文書(前橋藩松平家臣渡辺家)	199	駒形義夫				
	P8315	埼玉県越谷市	速水益男家文書(前橋藩松平家臣)	8	駒形義夫						
6	昭和62年度	第6集	P8003	吾妻町岩井	伊能光雄家文書(1)	16,308	岡田昭二	238	B5	¥1,500	
7	昭和63年度	第7集	P8003	吾妻町岩井	伊能光雄家文書(2)	16,308	岡田昭二	243	B5	¥1,600	
8	平成元年度	第8集	P8003	吾妻町岩井	伊能光雄家文書(3)	16,308	岡田昭二	165	B5	在庫なし	
9	平成2年度	第9集	P8108	藤岡市保美	清水てつ家文書	4,040	高見沢田中康雄	243	B5	在庫なし	
10	平成3年度	第10集			勢多・前橋地区諸家文書(2)	2,663		218	B5	¥1,600	
			P08809	前橋市	鹿沼誠家文書(前橋藩松平家臣)	54	山田叔子 岡田昭二 田島 互 千川明子				
			P8712	月夜野町下津	川木敏夫家文書(前橋藩松平家臣)	50					
			P8808	前橋市総社町	和田正雄家文書(前橋藩松平家臣)	63					
			P08107	前橋市	豊田芳郎家文書(前橋藩松平家臣)	41					
			P08422	多野郡吉井町	大沢末男氏収集文書(前橋藩松平家臣杉山家)	7					
			P8701, P8701	前橋市本町	勝山敏子家文書	1,701					
			P8502	前橋市総社町	久保原要一家文書	108					
P8428	前橋市元総社町	都木初美家文書	639								
11	平成4年度	第11集	P8214	鬼石町三波川	飯塚馨家文書(1)	18,519	鈴木一哉	314	B5	¥2,200	
12	平成5年度	第12集	P8214	鬼石町三波川	飯塚馨家文書(2)	18,519	鈴木一哉	264	B5	在庫なし	
13	平成6年度	第13集	P8202	藤岡市高山	坂本計三家文書	13,587	宮崎俊弥	197	A4	¥1,700	
14	平成7年度	第14集	P8213	下仁田町本宿	神戸金貴家文書(1)	20,422	高見沢・鈴木	216	A4	¥2,300	
15	平成8年度	第15集	P8205	上野村乙父	黒沢丈夫家文書	6,902	高見沢 小山友孝	168	A4	¥2,100	
16	平成9年度	第16集			吾妻地区諸家文書(1)	5,792		248	A4	¥1,900	
			P7901	吾妻町大戸	上原清彦家文書	708	小山友孝 鈴木一哉 新井幸弘 櫻沢恭子 永井敏江				
			P09505	吾妻町大戸	上原定一郎旧蔵文書	1,265					
			P8815	吾妻町本宿	佐田知治家文書	884					
			P7801	吾妻町植栗	関緑家文書	2,040					
			P8907	長野原町林	浦野恒彦家文書	115					
			P8811	長野原町大津	長野原町第六区(大津)区有文書	39					
			P8812	長野原町大津	黒岩今朝松家(黒岩喜四郎氏収集)文書	17					
			P9003	長野原町大津	市村了家文書	352					
P9002	長野原町大津	市村一夫家文書	276								
	P08426	長野原町大津	浅見喜義家文書	96							
17	平成10年度	第17集	P8213	下仁田町本宿	神戸金貴家文書(2)	20,422	高見沢保 鈴木	271	A4	¥1,900	

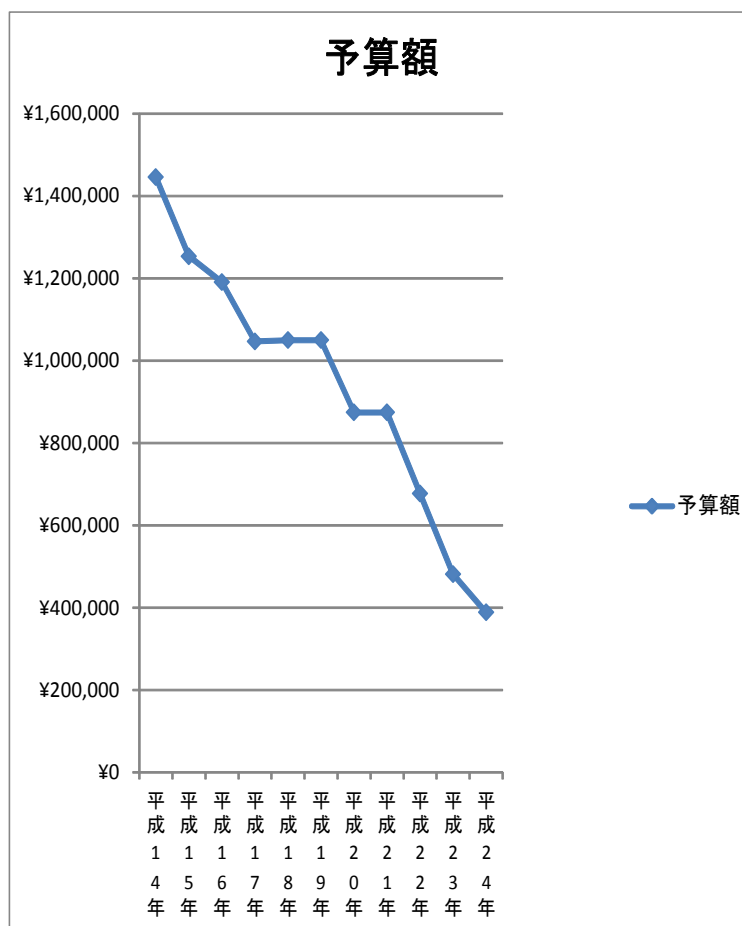
No.	作成年度	集番号	請求番号	所在地・伝存地	文書名	文書点数	担当者名	頁数	型	価格等	予算額
18	平成11年度	第18集		利根・沼田地区諸家文書(2)		9,316					
			P8713	新治村羽場	原澤正明家文書	230	小澤賢二 新井幸弘 佐藤健 岡田昭二	227	A4	¥1,700	
			P8503	新治村羽場	林孝雄家文書	907					
			P8004	新治村東峰須川	河合雄一郎家文書	885					
			P8802	新治村猿ヶ京	笛木昌二家文書	638					
P8418	新治村永井	笛木四郎右衛門家文書	6,656								
19	平成12年度	第19集		北群馬・渋川地区諸家文書(1)		2,061					
			P8425	渋川市阿久津	勝田武雄家文書	156	佐藤健 今井啓介 小澤賢二 岡田昭二	150	A4	¥1,300	
			P8219	榛東村新井	岡部市弥家文書	269					
			P9106	子持村北牧	子持村北牧総代管理文書	1,568					
FP9701	子持村	阿久澤順一家文書	68								
20	平成13年度	第20集		邑楽・館林地区諸家文書(1)		3,736					
			P9405	大泉町下小泉	濱野さく家文書	2,020	岡田昭二 小澤賢二	163	A4	¥1,300	
			FP9606・ P8408	明和町大佐貫ほか	小池篤氏収集文書	1,716					
21	平成14年度	第21集		群馬・高崎地区諸家文書(1)		5,309					
			P8216	高崎市根小屋町	高崎市根小屋町区有文書	1,469	岡田昭二 今井啓介 小澤賢二 水石理也	207	A4	¥1,400	¥1,445,850
			P8104	高崎市京目町	京ヶ島公民館文書	93					
			P8203	群馬町中泉	横山雄二郎家文書	3,530					
P8409	榛名町榛名山	門倉善太郎家文書	217								
22	平成15年度	第22集		甘楽・富岡地区諸家文書(1)		2,411					
			P8515	富岡市	尾崎忠男家文書	1,438	小澤賢二 岡田昭二 水石理也 今井啓介	186	A4	¥1,200	¥1,253,427
			P08405	富岡市富岡	阪本千太郎家旧蔵文書	233					
			P08715	富岡市	杉山洋一家文書	23					
			FP9406	下仁田町	勅使川原文江家文書	41					
			P9504	下仁田町青倉	武井幸男家文書	137					
			P09103	南牧村	三沢一也氏収集文書	103					
P08212	南牧村砥沢ほか	上岡高行家文書	436								
23	平成16年度	第23集		多野・藤岡地区諸家文書(2)		6,318					
			P8206	藤岡市下日野	小此木千代子家文書	4,300	小澤賢二 今井啓介 岡田昭二	200	A4	¥1,200	¥1,190,353
			P8601	藤岡市藤岡	大戸文治郎家文書	1,705					
			P8603	鬼石町浄法寺	黒崎太朗家文書	313					
24	平成17年度	第24集		太田・桐生地区諸家文書		3,768					
			P08807	尾島町武蔵島	宮下八郎家文書	1,896	岡田昭二 阿久津聡 佐藤里恵 今井啓介	192	A4	¥1,100	¥1,046,535
			P09607	薮塚本町大原	滝原経男家旧蔵文書	689					
			P08102	太田市藤久良	山根敏家文書	54					
			P8309	尾島町世良田	高橋富雄家文書	208					
			P9408	大間々町桐原	石原啓司家文書	390					
			P9611	桐生市	林晴嵐氏収集文書	151					
			P8413	桐生市平井町	佐鳥英雄家文書	370					
			P9605	太田市細谷	冠稲荷神社文書	3					
P9903	新田町大根	小林恵佐男文書	5								
P9006	大間々町桐原	深沢博介家文書	2								
25	平成18年度	第25集		利根・沼田地区諸家文書(3)		4,457					
			P9004	沼田市	角田光枝家文書	2,596	阿久津聡 佐藤亨彦 岡田昭二 佐藤亨彦 中島潔 中島潔 中島潔 樫沢恭子	238	A4	¥1,000	¥1,049,763
			P8507	白沢村平出	小野武男家文書	302					
			P9808	利根村柿平	利根村柿平区有文書	328					
			P9302	月夜野町月夜野	中閑均家文書	206					
			P9007	新治村須川	新治村須川笠原惣代文書	535					
			P9312	新治村須川	笠原壮健文書	5					
			P9203	新治村相俣	竹内俊鳳氏収集文書	190					
P9604	新治村相俣	笛木ふう子家文書	295								
26	平成19年度	第26集		前橋地区諸家文書(1)		5,249					
			P8303	前橋市龍蔵寺町	前橋市龍蔵寺町自治会文書	811	佐藤亨彦 阿久津聡 岡田昭二 中島潔	235	A4	¥1,100	¥1,049,763
			P8312	前橋市小神明町	前橋市小神明町自治会文書	2,117					
			P8215	大胡町上大屋	大胡町上大屋区有文書	1,210					
P8301	大胡町茂木	大胡町茂木第二区有文書	1,111								

No.	作成年度	集番号	請求番号	所在地・伝存地	文書名	文書点数	担当者名	頁数	型	価格等	予算額	
27	平成20年度	第27集		吾妻地区諸家文書(2)		4,191			217	A4	¥950	¥874,062
			P9907	吾妻町原町	増田公平家文書	146	岡田昭二					
			P9305	吾妻町三島	高橋忠克家文書	1,109	佐藤亨彦					
			P9205	長野原町長野原	長野原区有文書	318	岡田昭二					
			P0202	長野原町大津	市村平八郎家文書	494	岡田昭二					
			P0106	長野原町羽根尾	長野原町羽根尾区有文書	2,025	中島潔					
P9801	長野原町羽根尾	唐沢市太郎家文書	99	岡田昭二								
28	平成21年度	第28集		利根郡昭和村諸家文書		5,772			219	A4	¥950	¥874,127
			P8111	昭和村森下	真下一久家文書	4,970	中島潔					
			P08716	昭和村森下	真下文男家文書	383	須藤聡					
		P8204	昭和村生越	林成一家文書	419	阿久津聡					900部	
29	平成22年度	第29集	P8217	鬼石町譲原	山田松雄家文書	2,878	岡田昭二	143	A4	¥1,190	¥677,049	
30	平成23年度	第30集		福島英一家文書・新治村布施区有文書		3,565			164	A4	¥900	¥481,425
			P0110	佐波郡境町東	福島英一家文書	2,043	須藤聡					
			P8704	新治村布施	新治村布施区有文書	1,522	阿久津聡					
31	平成24年度	第31集		八木健次家文書・長野原町応桑区有文書		3,420			A4			¥388,500
			P09702	前橋市	八木健次家文書	1,595	関口荘右					
			P9501	長野原町応桑	長野原町応桑区有文書	1,825	阿久津聡					
合計						収蔵文書目録収録文書数計	163,557					
平均						1冊当たり平均収録文書点数	5,276	頁数平均	213		¥1,399	

(『群馬県立文書館収蔵文書目録 第1～第30集』、『群馬県立文書館年報 平成23年度版』などより作成)

【資料2】『群馬県立文書館収蔵文書目録』の予算額の変遷 (過去11年間)

年度	予算額
平成14年	¥1,445,850
平成15年	¥1,253,427
平成16年	¥1,190,353
平成17年	¥1,046,535
平成18年	¥1,049,763
平成19年	¥1,049,763
平成20年	¥874,062
平成21年	¥874,127
平成22年	¥677,049
平成23年	¥481,425
平成24年	¥388,500



(群馬県立文書館 古文書目録作成簿冊平成14年度～平成23年度などにより作成)

【資料3】『収蔵文書目録』前橋藩松平家家臣4家文書の階層構造

作成年度	請求番号	文書群名(フォンド)	点数	サブフォンド	点数	シリーズ	点数					
昭和61年度 (1986年度) 第5集	P8001	井田笑子家文書(前橋藩松平家家臣渡辺家)	199	支配	3							
				法・規範	1							
				金融	2							
				家	104			系譜・家憲・履歴	3			
								辞令・発令通知・委嘱状・卒業証書・感謝状	101			
				学芸	6							
				武芸	21							
				音信	23							
				写真・絵はがき	12							
				地形図	27							
平成3年度 (1991年度) 第10集	P08809	鹿沼誠家文書(前橋藩松平家家臣)	54	松平氏宛行状	7							
				記録	5							
				松平氏	2							
				系図	2							
				閑窓雑誌	27			※上下20冊に、伝記、天災・人災、騒動、手形、物語・歌、系図などを収録。著名な人物、事件、事柄など。				
				写真	9							
				地図	1							
				その他	1							
				P8712	川木敏夫家文書(前橋藩松平家家臣)			50	松平氏宛行状	12		
									目録	1		
	拝領品書上	5										
	雑記	3										
	回忌書上	9										
	家系調べ	13										
	褒状	1										
	地券	2										
	写真	1										
	その他	3										
	P8808	和田正雄家文書(前橋藩松平家家臣)	63	和田家		※寄託者の和田正雄氏の実家が嘉応寺家。正雄氏は、和田家に養子として入った。兄2人も和田家に引き取られたことなどにより、嘉応寺家文書が和田家に残った。						
				松平氏宛行状	6							
				拝領品目録	12							
				雑記他	6							
				武芸	4							
				嘉応寺家								
				松平氏宛行状	10							
				拝領品目録	6							
				勳記	1							
卒業証書				2								
両家不分明文書	16											

前橋藩士八木家に伝来した中世文書

秋山 正典

はじめに

前橋藩士八木家に伝存する一、七〇〇点余の文書群⁽¹⁾のなかから、織田信長・豊臣秀吉をはじめとする数点の中世文書と、戦国期から近世初期の大名・武将の花押を切り取り、貼付された花押集が発見された。これらの史料についての概要を紹介していきたい。

八木健次家文書は、平成九年に当館に寄贈された。同時期に武器・甲冑を群馬県立歴史博物館に、萩原朔太郎関係の書簡を前橋文学館に寄贈されている。また群馬県史をはじめとする県内自治体誌や大学の調査が行われた形跡はなく、新出の古文書であると思われる。

八木家の来歴と文書の伝来について

八木家の家祖は隼人という人物で播磨国飾磨郡を出自とし、隼人以前は讃岐国生駒氏の家臣であったと伝えられている。

戦国期生駒氏は尾張国・美濃国を拠点とし、信長・秀吉に仕え、豊臣政権下では三中老の一人に抜擢され、讃岐国高松十七万石を与えられた。江戸時代でも大名として存続するが、寛永十七年（一六四〇）に御家騒動が原因で改易された。このときに八木家は生

駒家を致仕して播磨国に移ったのではないかと考えられる。

隼人に実子はなく、横田内膳の九男を養子に迎え権左衛門と称し、延宝七年（一六七九）に姫路藩主松平直矩に仕官した⁽²⁾。権左衛門の仕官は、姉が直矩の側室になった縁故によると伝えられている。当家は、奥州白河などを経て、最終的に松平家は前橋藩に転封となり明治維新を迎えた。

なお詳しい八木家の来歴については『群馬県立文書館収蔵文書目録31』を参照していただきたい。

これらの中世文書は近世以降に作製された「珍書」と書かれた包紙に十点の古文書が包まれ（表1参照）、鎧櫃のなかで鎧を支える緩衝材として使われており、その存在は近年まで知られていなかったようである。

この文書群のなかで直接八木家に関係するのは蹴鞠に関する書状二通のみで、信長・秀吉文書もすべて本願寺である。

伝来の経緯として八木家あるいは横田家が、

- (1) 直接本願寺から拝領した。
- (2) 仕官した松平家から下賜された。
- (3) 古文書を収集

という可能性が考えられるであろうか。

横田氏の出自は本願寺の坊官であり、その関係で本願寺より中

世文書を拝領したという指摘もされている⁽³⁾。とするならば(1)が妥当であろうか。後述するが、花押集にも横田内膳宛が二点確認されている。

織田信長・豊臣秀吉文書について

この信長・秀吉文書については、後述する花押集の作製の過程で破壊を免れ、珍書として今日まで原形を留めた文書であるという指摘もされている⁽⁴⁾。

内容は以下の通りである。

【表1】 P09702 八木健次家文書 中世文書一覧

請求番号	文書番号	文書名	年月日	差出	宛	縦(cm)	横(cm)	形態	備考
P09702	No.1592-1	〔八木清右衛門宛蹴鞠・鴨沓免許状〕	正月晦日	雅庸	八木清右衛門尉殿	34.5	45.8	竪紙	
P09702	No.1592-2	太閤様御判	(天正8年カ)閏3月18日	羽柴藤吉郎秀吉(花押)		2.0	4.4	花押	
P09702	No.1592-3	〔織田信長朱印状〕	天正4年2月15日	(朱印)(天下布武)	本願寺	29.8	44.7	折紙	
P09702	No.1592-4	〔八木隼人宛蹴鞠・糸紐免許状〕	2月18日	雅庸	八木隼人正殿	34.5	45.4	竪紙	
P09702	No.1592-5	〔本美濃守宛書状〕	卯月27日	本門カ	本美濃守御宿所	35.0	48.4	折紙	
P09702	No.1592-6	〔松平左衛門尉宛書状〕	極月18日	本門カ	松平左衛門尉御宿所	36.3	48.5	折紙	
P09702	No.1592-7	〔豊臣秀吉朱印状〕	5月2日	(朱印)(豊臣秀吉)	本願寺殿	46.2	65.3	折紙	
P09702	No.1592-8	紺地金泥御経文 菅丞相御真筆				19.5	29.2		
P09702	No.1592-9	〔本願寺宛書状〕	12月21日	■■(花押)	本願寺人々御中	17.1	48.5	切紙	切封・墨引
P09702	No.1592-10	〔織田信長黒印状〕	正月28日	信長(黒印)	本願寺	17.1	50.0	切紙	切封・墨引
P09702	No.1593	花押集				30.0	557.5	綴紙	



〔織田信長朱印状〕(折紙) No. 一五九二・三

当寺事令

赦免候上者、参詣

衆并末寺等、如

先々不可有異儀

状、如件

天正四 (天下布武)

二月十五日(朱印)

本願寺

【解説】

料紙は折紙で、楮紙を使用している。

内容は石山合戦での和睦で、信長が本願寺に対して、門徒や末寺に不穏な動きをさせないよう命じている。

「赦免」⁽⁵⁾という文言を使用していることから、和睦というより許すという感覚であったのであろうか。この時点で、すでに伊勢長島、越前の一向一揆は制圧されており、信長の本願寺に対する優位性が感じられる。



〔豊臣秀吉朱印状〕（折紙） No. 一五九二・七

為端午祝

儀、生帷子五

到来悦覚候、

猶木下大膳大夫

可申候、恐々謹言

五月二日（朱印）

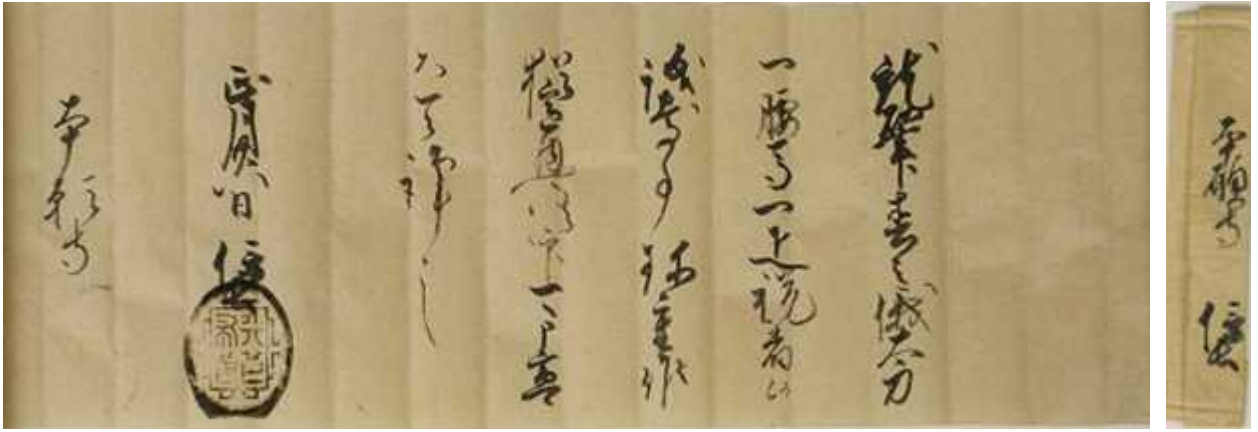
本願寺殿

【解説】

料紙は折紙で大高檀紙を使用している。破損のためか裏打ちを施している。

内容は、端午の節句に本願寺が秀吉に帷子を献上したことに對する礼状である。

文中の「木下大膳大夫」は木下吉隆で、秀吉の側近と思われる。



〔織田信長黒印状〕〔切紙〕 No. 一五九二・一〇

(包紙ウハ書)

「本願寺 信長」

(端裏)

「(切封・墨引)」

就肇春之儀、太刀

一腰・馬一疋祝着候、

誠慶事珍重候、

猶宮内卿法印可申宣候、

恐々謹言

(天下布武)

正月廿八日 信長(黒印)

本願寺

【解説】

料紙は切紙で雁皮紙を使用している。端裏には切封と墨引の形跡がある。

内容は、年頭の礼で本願寺が信長に太刀・馬を献上したことに對する礼状である。

「宮内卿法印」は信長の側近である松井夕閑であり、对本願寺外交の取次をつとめていたと考えられる。なおこの書状と同様に歳暮・重陽など贈答に對する信長の黒印状は数通確認され⁽⁶⁾、いずれも松井友閑が取次をつとめている。

花押集について

戦国時代から近世初期の武将・大名の書状から差出の部分を取り取り、貼付した史料である。印判はなく全て花押である。点数は一八〇点・連署の花押があり重複を含めて一八五名である。寸法は縦三〇・〇cm、横五五七・五cmと巨大な史料である。

作製経緯や用途を詳らかにすることはできないが可能性として、以下の可能性が考えられようか。

(a) 観賞用

(b) お手本

(c) 古文書の真贋の判定用

現段階では花押の配列に規則性は見いだせないが、大まかな構成として前半は戦国期の大名・武将と近世初期の大藩の外様大名、後半は小藩の外様大名と譜代大名であるように思われる。(写真1・2) 前半は切り取られた料紙の大きさや花押もダイナミックで形状も個性的であるが、後半ではコンパクトで没個性的になつてくる。また前半では官途・受領は自筆なのに対して、後半では後筆のものが圧倒的に多い。作製段階で識別できなくなることを恐れ、書き加えられたのであろうか。筆跡はほぼ同一人物の手によると思われる。署名・花押以外にも日付や宛所が書かれているものもあるが、年号が書かれているものは存在せず、そこから年次を比定することはできない。

すべての人物を比定することはできず、多分に推測の域を含むことは否めないが、一覧にすると【表2】になる。戦国期では將軍足利義輝カ(No.19)・義昭(No.4)を筆頭に武田勝頼(No.100・189)、大友宗麟(No.23・28)、長宗我部元親(No.18)、宇喜多直家(No.

41) などが確認された。毛利元就の息子である吉川元春・小早川隆景と重臣二名の計四名の連署の花押もある(No.69写真1 右から二番目下段)。

細川忠興(No.6)、前田利長(No.9)、伊達政宗(No.24)、蒲生氏郷(No.66 写真1最右上段)など、羽柴姓を称するものは七点あり、いずれも豊臣政権時代の花押である。また子飼いの武将石田三成(No.7)、加藤清正(No.190)、福島正則(No.11・130)などの花押もある。

近世初期では徳川・松平一門として徳川義直(No.32)をはじめ十数名の花押がある。そのうち官途・受領からの推測で花押自体は未確認ながら、結城秀康の子と思われるものが三点あった(忠直No.8、忠昌No.5、直政No.22)。八木家が仕官したのはこの越前松平氏の系統である。なお松平姓を称する者は総勢十六名で、そのうち外様である池田・毛利氏など六名を含む。

最も多いのが、譜代大名であると思われる。本多正純(No.21・52・79)、土井利勝(No.96・171)、青山忠俊(No.149 写真2 右から3番目最上段)など非常に多彩な顔ぶれである。

外様大名は浅野氏(長政No.47、長晟No.48・124など)、池田氏(利隆No.42・64、忠継No.46、忠雄No.16)、毛利氏(輝元No.72 写真1 左から三番目下段、秀就No.25・29、秀元No.122)が多い。これに加えて前述の加藤氏・福島氏などが加わる。譜代大名に比べて、大藩の外様大名は限定される。

珍しいところで茶人古田織部(No.51 写真4)、黒衣の宰相金地院崇伝(No.62)や大久保長安(No.80)、柳生宗矩(No.175)と覺しき花押もある。

地域別では西国の大名・武将が多く、東国の武将は少ないよう

に思われる。



写真1 戦国武将の花押 (No. 65~76)



写真2 近世譜代大名の花押 (No. 139-178)

次に八木家と花押集を繋ぐ接点を考えていきたい。史料は全部で九点である(No. 51・74・91・106・135・189と前述の越前松平氏三点)。八木家と直接関係があるのは、村上頼勝の花押(No. 74 写真3)である。宛所は八木清右衛門尉である。頼勝は丹羽長秀に仕え、長秀没後は堀秀政の与力となり加賀国小松城主となる。江戸時代には越後国村上藩主となった人物で、没年は慶長末期である。村上氏と八木家は何らかの関係があったのであろうが、家譜など八木家に所蔵されてる史料群からこの文書の存在は確認できなかった。

また清右衛門は雅庸という人物から蹴鞠の鴨香免許を認められている(7)。蹴鞠は飛鳥井家が家業としているが、この人物が飛鳥



写真3 村上頼勝花押

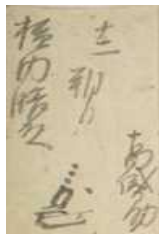


写真4 吉田織部花押



写真5 生駒正俊花押

井雅庸であるならば、没年から発給は少なくとも元和以前となる。清右衛門に関する史料は以上二点で、いずれも発給年代は元和以前となり、断定できないが清右衛門は隼人の先代にあたる人物であるうか。隼人正も同じく雅庸から糸紐の免許を受けている(8)。この隼人正は家祖と伝えられる隼人と同一人物であるうか。八木家が養子を迎えたときとされる横田内膳は二点所収されている。前述の本願寺坊官説のほかに、戦国末から近世初期において因幡国米子藩家老の横田村詮(慶長八年没)が「内膳」を称している。村詮はもと三好康長の家臣で、のちに中村一氏に仕えた。年代を鑑みると若干誤差があり、必ずしもこの人物が養子権左衛門であると断定することはできない。発給者は古田織部助(慶長二十年没、No. 51)と有馬豊氏(寛永十九年没、No. 106)である。旧主生駒正俊の花押も一点所収されている(No. 135 写真5)。また信長・秀吉文書の宛所であった本願寺関係も二点所収されている。本願寺の坊官下間氏で、下間刑部法印(No. 91 下間頼廉)、下間上野法眼(No. 189)である。これまで見てきたように、八木家と花押集には接点が見られた。仕官先である松平氏関係は比較的前方に貼付されているが、八木家に関係する花押について大きさや位置などを鑑みても、特別扱いはされていない。

むすびにかえて

紙面の都合で割愛したが、信長・秀吉文書以外にも戦国期から近世初期と思われる史料があり、「太閤様御判」と包紙に書かれている⁽⁹⁾。もちろん秀吉の花押のことで、「羽柴藤吉郎秀吉」と署名し、「閏三月」とあることから天正六年（一五八〇）と推定される。花押集同様切り取られているが、花押集のなかには含まれていない。また「本願寺宛書状」⁽¹⁰⁾も同時期と思われる。なお書状の発給者は松井夕閑と推定され、花押集No.102にも同形の花押が見られる。是非ご覧いただきたい。

花押集については以下の疑問が残る。

(i) 作製について

八木家によって作製されたのか、既に作製されたものを入手したか。

(ii) 材料である中世文書の収集過程

(iii) 切り取られた本紙の内容とその行方

一八五点のうち実際にほかの花押と照合できたのはおよそ四十五点で、官途・受領・諱などから推測したものが多数である。特に近世初期の花押についてはほとんど照合できていない。

今回は史料紹介にとどめた。各古文書についてもそうであるが、とくに花押の人物・年次比定について不明な点も多く、ご教示を賜りたい。また今回紹介した史料はごく一部で、花押については写真も小さく詳細を確認することは難しいので、実際に手にとつて閲覧していただきたい。誠に拙い文章で恐縮であるが、今後の研究の一助としていただければ幸いである。最後に群馬県立歴史

博物館の築瀬大輔氏にご教示をいただいた。お礼を申し上げたい。

註

- (1) 八木健次家文書 請求番号P〇九七〇二
- (2) 「八木家系図」P〇九七〇二 No.一三七五
- (3) 群馬県立歴史博物館築瀬大輔氏にご教示いただいた。
- (4) 註(3)と同じ。
- (5) この文書の他に天正三年十月五日和睦時の以下三通でも「赦免」という文言が使われている。
撰津本願寺宛朱印状写（『南行雑録一』五五九号）
三好康長宛黒印状写（『南行雑録一』五六〇号）
松井友閑宛書状写（『南行雑録一』五六一号）
いずれも奥野高広『増訂織田信長文書の研究 下巻』（吉川弘文館 昭和四十五年）所収
- (6) 本願寺宛黒印状（『仏教大学所蔵文書』八九六号）
本願寺頭如光佐宛黒印状（『本願寺文書』一 九〇一号）
本願寺頭如光佐宛黒印状（『本願寺文書』九 九〇八号）
出典は註(5)と同じ
- (7) P〇九七〇二 No.一五九二一―一【表1】参照
- (8) P〇九七〇二 No.一五九二一―四【表1】参照
- (9) P〇九七〇二 No.一五九二一―二【表1】参照
- (10) P〇九七〇二 No.一五九二一―九【表1】参照

【表2】 花押一覽

No.	日付	官途・受領	諱・花押	宛	人名	出典	備考
1	月廿四日	三好備中守	(花押)				
2		(後筆)寺沢志摩	広高(花押)		寺沢広高	落	
3							
4	十二月廿九日		義昭(花押)		足利義昭	山口2、山口3	
5	式五日	松平伊予守	忠昌(花押)		松平忠昌力		松平姓、八木家
6	十二月十九日	羽柴越中守	■(花押)		細川忠興	落	No.6・45異形、羽柴姓
7	十一月七日	石治少	三成(花押)		石田三成	落、山口2、新潟3	
8	極月廿六日	越前宰相	忠直(花押)		松平忠直力		松平姓、八木家
9	霜月十日	羽肥前守	利長(花押)		前田利長		羽柴姓
10							
11	八月廿八日	羽柴左衛門大夫	正則(花押)		福島正則	落、山口3	No.11・130同形、羽柴姓
12	極月廿九日	羽柴右近	忠政(花押)		森忠政力		No.12・45・131異形、羽柴姓
13							
14							
15							
16	極月五日	松平宮内少輔	忠長(花押)		池田忠雄	落	松平姓
17	正月九日	大学	(花押)		藤堂高次力	落	
18	正月廿六日		元親(花押)		長宗我部元親	高知	
19	十二月十七日		(花押)		足利義輝力	落、新潟3	
20	十月廿七日	羽柴左衛門尉	秀政(花押)		堀秀政力		羽柴姓
21	卯月十四日	本多上野介	正純(花押)		本多正純	落	No.21・52・79同形
22	八日	松平出羽守	直政(花押)		松平直政力		松平姓、八木家
23	拾月廿八日		義鎮(花押)		大友宗麟	落、大分	No.23・28異形
24		(貼紙)羽越前力	(花押)		伊達政宗	落、山梨4、新潟4	羽柴姓
25	正月朔日	松平長門守	秀就(花押)		毛利秀就		No.25・29異形、松平姓
26	極月廿八日	松筑前守	利光(花押)		前田利常力		松平姓
27							
28	十月十一日		宗麟(花押)	凌雲軒	大友宗麟	落、大分	No.23・28異形
29	十二月廿九日	松平長門守	秀就(花押)		毛利秀就		No.25・29異形、松平姓
30	菊月十五日	岡部内膳正	長盛(花押)		岡部長盛		
31	九月七日	藤堂和泉守	(花押)		藤堂高虎	落	
32	正月五日	尾張中納言	義利(花押)		徳川義直		
33	月五日	■志摩守	■隆(花押)				
34	八月廿八日	浅野采女正	長則(花押)		浅野長重力	落	No.34・53異形
35							
36	二月三日	加藤肥後守	忠広(花押)		加藤忠広		No.36・49異形
37							
38	八月廿五日	松平下野守	忠(花押)		松平忠吉力		松平姓
39	月六日	浅野左衛門佐	知近(花押)		浅野知近力		
40							
41	五月十八日	和泉守	直家(花押)		宇喜多直家	山口2	
42	七月七日	松平武蔵守	輝直(花押)		池田利隆		No.42・64同形、松平姓
43	八月九日	佐竹右京大夫	義宣(花押)		佐竹義宣		
44							
45	七月十四日	森美作守	忠政(花押)		森忠政		No.12・45・131異形
		細越中	忠利(花押)		細川忠興	落	No.6・45異形
46	極月晦日	松平左衛門督	忠継(花押)		池田忠継	落	松平姓
47	十月二日	浅野弾正少弼	長吉(花押)		浅野長政	落	
48	九月八日	浅野但馬守	長晟(花押)		浅野長晟	落	No.48・124同形
49	正月廿四日	加藤肥後守	忠広(花押)		加藤忠広		No.36・49異形
50	七月廿九日	池田備後守	光重(花押)				
51	十二 朔日	古田織部助	(花押)	横内膳殿	古田重然		八木家
52	五月三日	本多上野介	正純(花押)		本多正純	落	No.21・52・79同形
53	二月三日	浅野采女正	長則(花押)		浅野長重力		No.34・53異形
54	正月八日	田中筑後守	忠政(花押)		田中忠政		
55	九月七日	安藤対馬守	重信(花押)		安藤重信		No.55・141同形
56	六月廿四日	城和泉守	■(花押)		城昌茂力		
57	十月十六日	松平下総守	■(花押)		松平忠明力		松平姓
58	正月三日	山崎閑斎	■(花押)		山崎長徳力		
59	六月十三日	安藤帯刀	直次(花押)		安藤直次		
60							
61							
62	十月廿九日	金地院	崇伝(花押)		金地院崇伝	落	


No.	日付	官途・受領	諱・花押	宛	人名	出典	備考
63	二月三日	秋田伊豆守	俊季(花押)		秋田俊季カ		
64	極月廿九日	松平武蔵守	玄隆(花押)		池田利隆		No.42・64同形、松平姓
65							
66	七日	(後筆)羽柴飛驒守	氏郷(花押)		蒲生氏郷	落	羽柴姓
67	八日	鍋信濃守	勝茂(花押)		鍋島勝茂カ		
68	正月十一日	■山城守	忠明カ(花押)	本門■様人々御中			
69	七月五日	小早川左衛門佐	隆景(花押)		小早川隆景	落、山口2、山口3	
		福原式部少輔	元俊(花押)		福原元俊	山口3	
		口羽中務少輔	春良(花押)		口羽春良	山口3	
		吉川駿河守	元春(花押)		吉川元春	落、山口2、山口3	
70	九月八日		信基(花押)				
71	卯月二日	わたなべさいの守カ	よし長カ(花押)				
72	三月八日	幻庵	宗瑞(花押)		毛利輝元	落	
73	正月廿八日	酒井雅楽頭	世(花押)		酒井忠世		
74	九月二日	村上周防守	頼勝(花押)	八木清右衛門尉殿■■■	村上頼勝		八木家
75	十二月十日	竹中伊豆守	隆重(花押)		竹中重利カ		
76	六月廿二日	佐中務	高重(花押)				
77	月十三日	成瀬隼人正	正成(花押)		成瀬正成		
78		永井右近大夫	直勝(花押)		永井直勝カ		
79		(後筆)本田上野	正純(花押)		本多正純	落	No.21・52・79同形
80	十三日	大久保石見守	長安(花押)		大久保長安	山梨4	
81	月六日	松平右衛門佐	■(花押)		松平正綱カ		松平姓
82	八月廿四日	蒲庵	永派(花押)		蒲庵永派		
		釣閑斎	光堅(花押)		長坂光堅		
83	月六日	細川讃岐	元勝カ(花押)		細川元勝カ		
84							
85	九月晦日	左兵衛佐	(花押)		大友義統カ	山口3	
86	二月廿九日	(後筆)稲葉右京亮	(花押)		稲葉貞通カ		
87	八日	志水甲斐守	忠■(花押)				No.87・121同形
88	廿九日	滝川豊前守	■(花押)		滝川忠征カ		
89	二日	本多伊豆守	富正(花押)		本多富正		
90	朔日	本田若狭守	■(花押)				
91	月四日	長東大蔵	■(花押)	下間刑部法印	長東正家	落、山口3	八木家
92	十三日	村越茂助	直吉(花押)		村越直吉		
93	正月八日	遠藤但馬	■(花押)				
94	卯月廿三日	板伊賀守	勝重カ(花押)		板倉勝重	落	
95							
96	七日	土井大炊助	利勝(花押)		土井利勝	落	No.96・171同形
97		京極采女	高法カ(花押)				
98	霜月廿七日	■■■■	弥■(花押)				
99	十一月廿四日	修理	(花押)				
100	八月廿七日		勝頼(花押)		武田勝頼	落、山梨4、新潟3	No.100・189同形
101			■長(花押)				
102	八月十五日		(花押)		松井夕閑カ		No.1592-9
103	月六日	上田■斎	■■(花押)				
104	月二日	前田対馬守	長種(花押)		前田長種		
105		(後筆)加藤■印	■成(花押)				
106	八月廿七日	有馬玄蕃頭	豊氏(花押)	横田内膳	有馬豊氏		八木家
107							
108							
109	卯月廿八日	佐■右衛門尉	定■(花押)				
110	十一月十九日	■平次	■(花押)	岸和田関中			
111		(後筆)織田河内	■(花押)		織田長孝カ		
112	月八日		長■(花押)	小島八郎左衛門尉殿			
113	十三日	鵜殿兵庫頭	(花押)				
114	■月廿七日	長主馬首	■■(花押)				
115		松平右衛門佐■	忠政(花押)				松平姓
116	七日	松平池松カ	忠(花押)				松平姓
117		(後筆)本田平八	忠政(花押)		本多忠政		No.117異形、No.154・191同形
118	十二月廿八日	(後筆)蜂屋兵庫助	頼隆(花押)		蜂屋頼隆		
119	七月五日	井上又右衛門尉	春忠(花押)		井上春忠	山口2、山口3	
120		松倉内膳正	重政(花押)		松倉重政		
121	日	志水甲斐守	忠■(花押)				No.87・121同形
122		(後筆)毛利甲斐守	秀元(花押)		毛利秀元		
123		(後筆)伊藤修理	祐慶カ(花押)		伊東祐慶カ		
124		(後筆)浅野但馬	長晟(花押)		浅野長晟		No.48・124同形

No.	日付	官途・受領	諱・花押	宛	人名	出典	備考
125							
126		(後筆)小出信濃守	吉次(花押)		小出吉次		
127		米津清右衛門	政勝(花押)		米津正勝		
128		(後筆)真田河内守	信吉(花押)		真田信吉		
129	十一日	本多大隅守	忠純(花押)		本多忠純		
130	廿八日	福嶋左衛門大夫	正則(花押)		福嶋正則	落、山口3	No.11・130同形
131		(後筆)森美作	忠政(花押)		森忠政		No.12・45・131異形
132							
133	月廿八日	佐々信濃守	長成(花押)		佐々長成		
134		(後筆)金山駿河守	信貞(花押)		金山信貞		
135		生駒讚岐	正俊(花押)		生駒正俊	落	八木家
136		(後筆)本田因幡	(花押)		本多俊政力・政武力		
137		(後筆)脇坂淡路	■(花押)		脇坂安治力・安元力		
138	廿日	佐々木中務	高豊力(花押)				
139		(後筆)本田甲斐	忠■(花押)				
140		(後筆)久貝忠三郎	正俊(花押)		久貝正俊		
141		(後筆)安藤対馬	重信力(花押)		安藤重信		No.55・141同形
142		(後筆)久世三左衛門尉・三十郎	三■(花押)				
143		(後筆)京極丹後	高知(花押)		京極高知		
144		(後筆)向井将監	忠勝(花押)		向井忠勝		
145		(後筆)小出大和	(花押)				
146		(後筆)浅野内膳	氏次(花押)		浅野氏次		
147		(後筆)奥平千福	■(花押)				
148		(後筆)酒井下総守	忠■(花押)				
149		(後筆)青山伯耆守	忠俊(花押)		青山忠俊		
150		(後筆)安倍備中	正次(花押)		阿部正次		
151		(後筆)稻葉彦六	典通(花押)		稻葉典通		
152		木下右衛門大夫	(花押)		木下延俊力		
153			忠■(花押)	松■■■■■			
154		(後筆)本田美濃	忠政(花押)		本多忠政		No.117異形、No.156・191同形
155							
156		(後筆)松平右京大夫	利政(花押)				松平姓
157		(後筆)嶋田次兵衛	■(花押)		島田重次力		
158		(後筆)菅沼織部	定好(花押)		菅沼定芳	落	
159		(後筆)桑山左衛門佐	一■(花押)				
160		(後筆)坂部三郎兵衛	元勝(花押)				
161		(後筆)佐久間大膳	■(花押)		佐久間勝之力		
162		(後筆)酒井備後	忠■(花押)				
163		(後筆)丹羽五郎左衛門	長重力(花押)		丹羽長重力		
164		(後筆)花房志摩	政■(花押)				
165		(後筆)村田権左衛門	■■(花押)				
166		(後筆)徳永左衛門	■■(花押)				
167		(後筆)佐久間備前	安政(花押)		佐久間安政		
168							
169		(後筆)竹越山城	正信力(花押)		竹越正信		
170		(後筆)松平阿波守	■■(花押)				松平姓
171		(後筆)土井大炊	利勝(花押)		土井利勝	落	No.96・171同形
172		(後筆)伊丹喜之助	康勝力(花押)		伊丹康勝		
173							
174		(後筆)朝倉藤十郎	■(花押)		朝倉宣正力		
175		(後筆)柳牛又右衛門	■■(花押)		柳生宗矩	落	
176		(後筆)古田大膳正	重治(花押)		古田重治力		
177		(後筆)遠藤但馬	■■(花押)				
178		(後筆)溝口伯耆守	宣勝力(花押)		溝口宣勝		
179		(後筆)真田内記	■(花押)		真田信政力		
180		(後筆)有馬左衛門佐	直純(花押)		有馬直純		
181		(後筆)米津勘兵衛	■(花押)		米津田政		
182	月廿八日	山	(花押)				
183		(後筆)永井信濃	尚政力(花押)		永井尚政	落	
184	晦日	後藤庄右衛門	光次(花押)		後藤光次力		
185	閏三月廿日	式部卿法印	長好力(花押)				

以下剥離分(順不同)

No.	日付	官途・受領	諱・花押	宛	人名	出典	備考
186	十一月廿四日		義継(花押)		三好義継	山梨4	
187	七月五日	丹中納言	秀俊(花押)		小早川秀秋カ		
188	九月八日	大納言	利家(花押)		前田利家	新潟3	
189	八月廿七日		勝頼(花押)	下間上野法眼御房回幸	武田勝頼	落、山梨4、新潟3	八木家、No.100・189同形
190	五月二日	加主計	清正(花押)		加藤清正	落、山口3	
191	十二月廿九日	本多美濃守	■(花押)		本多忠政カ		No.117異形、No.154・191同形
192	二月廿八日	松隠岐守	定勝(花押)	本門跡様	松平定勝		松平姓
193	七月十七日	三七郎	信孝(花押)		織田信孝カ		
194	九月十一日	加藤左馬助	嘉明(花押)		加藤嘉明	落	
195	十月十三日		義統(花押)		大友義統	落	
196	七月二日		信忠(花押)		織田信忠	落	
197		(後筆)井上主計	正就(花押)		井上正就		
198		(後筆)本田備前	■(花押)				
199		(後筆)稲葉民部	(花押)				
200	一日	秋元但馬守	■(花押)				
201	九月廿二日	堀帯刀	吉治カ(花押)		堀尾吉晴カ		
202	卯月廿五日	井伊掃部頭	直孝(花押)		井伊直孝	玉	

太枠は行の区切りを示す。

 は剥離部分を示す。No.186以降のいずれかが貼付してあったと思われる。

「出典」は県史などで照合できたことを示す。略号は以下の通り

「落」:小田栄一・古賀健藏監修『落款花押大辞典』(淡交社 昭和57年)

「新潟3」:『新潟県史』資料編3 中世一 文書編Ⅰ 附録(昭和57年)

「新潟4」:『新潟県史』資料編4 中世二 文書編Ⅱ 附録(昭和58年)

「山梨4」:『山梨県史』資料編4 中世1 別冊写真集 (平成11年)

「山口2」:『花押・印判集』(『山口県史』資料編 中世2 別冊 平成13年)

「山口3」:『花押・印判集』(『山口県史』資料編 中世3 別冊 平成16年)

「高知」:『高知県史』古代・中世史料編(昭和52年)

「大分」:『大分県史』中世篇Ⅲ(昭和62年)

「玉」:『玉村戦国文書資料集』(玉村町歴史資料館 平成23年)

明治十八年群馬県旧編輯係の史誌事務引継一件

岡田 昭二

はじめに ―明治政府の修史事業―

ここに翻刻して紹介する史料は、群馬県立文書館が所蔵し、平成二十二年六月国指定の重要文化財に登録された「群馬県行政文書 一万七八五八点」中の一冊で、表題に「明治十八年八月 庶務部雑事 管外官衙」（請求番号：明178）とある群馬県庁の明治期公文書である。

筆者は、先に拙稿「群馬県における史誌編纂事業とその変遷」〔双文〕第二十四号 平成十九年刊）において、明治期以降の群馬県における史誌編纂事業の歴史の変遷を時系列で整理する中で、新政府が明治初期に中央集権的な近代国家体制の樹立を目指して実施した「皇国地誌」と「国史」の編輯という、いわゆる史誌編輯事業の一環として、本県における『上野国郡村誌』・『群馬縣歴史』編纂の経緯や概要等について紹介したことがある。

このうち「皇国地誌」編輯事業は、明治五年（一八七二）九月、太政官正院（地理寮地誌課）が所管し、諸省・府県に対して関係書籍・地図等の採集や目録の提出を指示したのが始まりである。そして同八年六月には「皇国地誌編輯例則」を各府県に達し、村誌及び郡誌の具体的な記述事項と着手方法を示すと共に、編輯後

には地理寮への提出を指示した。一方、「国史」編輯事業は、明治五年十一月から太政官の歴史課（歴史課は同八年四月に修史局、同十年一月に修史館と改称）が所管し、明治六年には「歴史課事務章程」を定め、「国史」の全体構成を「本史」「藩史」「府県史」とした。さらに、同七年十一月には各府県に対し「歴史編輯例則」を示して統一的な書式による「府県史」の編輯を指示したのである。ところが、地誌課が担当した「皇国地誌」編輯は明治八年九月から新たに太政官正院の修史局に移されることになり、以後、「府県史」及び「地誌」は修史局で対応することになった。

筆者はまた、右の拙稿に先立って「【史料紹介】明治十八年の関東六県古文書探訪記録―群馬県を中心として―」（『双文』第二十二号 平成十七年刊）において、新政府の中で修史事業を所管した太政官修史館の編修副長官重野安禪ら一行が明治十八年七月から十月にかけて実施した関東六県（茨城・栃木・群馬・埼玉・神奈川・千葉県）の史料探訪記録（復命書・古文書探訪日記・探訪文書目録）から群馬県に関係する部分を抄録して紹介した。この時の出張は、前述の太政官が各府県に命じた「府県史」と「地誌」の編輯事業を明治十七年七月から新たに府県史は太政官の修史館、地誌は内務省の地理局が引き継ぐことになったことに

伴い、その事務引継を行うことが第一の目的であったが、序でに関東六県に所在する古文書・記録類を直接採訪して蒐集することにあつた。その際の採訪日記によると、修史館の重野らは明治十八年七月十八日に東京を出発し、七月二十四日に茨城県、八月六日に栃木県、八月二十四日に群馬県、九月一日に埼玉県、九月八日に神奈川県、九月十九日に千葉県各県庁を訪れ、それぞれ県史編輯の事務引継を行っていたことが判る。

一 「知事更迭事務引継書」に見る編輯係

さて「庶務部雑事 管外官衙」は、その中表紙にも示されているように明治十八年（一八八五）八月、当時の群馬県庶務課が編綴し永久保存とした「旧編輯係事務引継一件書類」である。

周知のとおり群馬県は、廃藩置県によって明治四年十月二十八日に成立（第一次）した。しかし、同六年六月十五日に群馬県と入間県が廃止されて新たに熊谷県（この時、邑楽・新田・山田三郡は栃木県に編入）が誕生したが、続く同九年八月二十一日には熊谷県が分割され、再び東毛三郡を含む群馬県（第二次）が成立して現在に至っている。

編輯係は、明治八年「熊谷県職員表」によれば同年七月に庶務課内に新設（後掲「知事更迭事務引継書」には明治七年とある）され、前述の「府県史」「地誌」の編輯事務を担当したが、同九年に熊谷県が分割されて新たに埼玉・群馬両県が成立すると、旧入間県分の史誌編輯等は埼玉県に引き継がれた。しかし明治十七年七月、太政大臣三條実美から群馬県に対し「国史ハ修史館ニ、地誌ハ内務省ニ於テ為取扱候」との達が出されると、以後、群馬県の庶務課編輯係では史誌編輯業務を国（太政官修史館と内務省

地理局）へ引き継ぐため準備作業に取り掛かることになった。

ところで、当文書館には明治十七年八月の前群馬県令楫取素彦から新県令佐藤與三への「知事更迭事務引継書」（請求番号・明163 『群馬県史 資料編』所収）が所蔵され、これには庶務課（常務係・駆通係・編輯係）に係る引継件名として「県史・地誌」を掲げ、編輯係の事務分掌を次のように記している。

編輯係

- 一 歴史・地誌編輯ノ事
- 一 庁中文書ノ法律規則ニ関スル緊要ノ書類並ニ官省ノ達、若クハ訓示及ヒ指令本書等ヲ收理保存スル事
- 一 管内一覽表ヲ調製ノ事
- 一 各課考績録編纂ノ事
- 一 古文書・古器物等ニ係ル事

また右の事務引継書では、編輯係の史誌業務に関する具体的な内容や経緯、進捗状況、さらに調査・編輯して上申した書目一覽なども記されている。ここに翻刻・紹介する事務引継一件書類とも密接に関連するので、やや長文であるが次に示すことにする。

編輯係

編輯係ハ明治七年新ニ之ヲ庶務課中ニ置キ、庁中ノ図書ヲ総管スルモノトセラレシカ、是年四月太政官第五拾六号達アリ、即皇国地誌編輯費用、自今府県一管内一ヶ年ノ定額金七百円ト定メ、大蔵省ヨリ受取ルヘシト、十一月同第百拾七号達、国史編輯例則頒布アルニ及テ、費用ハ地誌編輯費額ヲ以テ改メテ史誌兩般ノ費用ニ支給スルモノトナリ、九年十月同第百壹号達アリ、更ニ費額式百五拾円ヲ増加セラレ、史誌及庁中

図書保存ノ事ニ与リ、今日ニ至リ県史・地誌脱稿上申セシモノ別記ノ如シ、即今半途ナルモノハ明治七年前ニ係ル県史ノ内数項、勢多郡村誌ノミ、庁中ノ図書ハ初メ総テ編輯係ノ所管タリシカ、客年十一月中改メテ法律規則ニ関スル重大ノ文書、特ニ官省ノ達指令本書等ノ外日常参考ヲ要スル書類ハ、各主務課ニ於テ存置スルコトト為シ、前々編輯係ニ送ル処ノ書類中更ニ章程ニ照シテ返戻スルモノ多シ、本年七月太政官ヨリ明治十八年度以後ハ国史ハ修史館、地誌ハ内務省ニ於テ取扱、右費金ヲ廢スト達セラル、因テ庁中圖書ノコトハ旧ニ依ルヘシト雖、史誌半途ノモノハ来ル十八年六月ヲ限り成ルヘク整頓スヘシ、苟モ之ヲ卒サレハ修史館並ニ内務省ニ引渡サントス、而シテ勢多郡ノ地誌ハ未タ編輯ニ着手セス、県史ハ明治七年前ニ係ル数項如今着手中ニ在リ、然ルニ明治九年前ニ係ル熊谷県史未着手ノ際、同県武州部ヲ埼玉県ニ分割セラレ、資料其儘悉皆埼玉県ニ引継キシニヨリ、同年前武州ニ係ル熊谷県史及入間県史ハ埼玉県ノ負担スル所トシ、熊谷県史ハ本県ニ於テハ上州地方ノミノ調査ニ係ル処、埼玉県ニハ明治九年引渡後ノ編輯ト心得ルノ聞ヘアルヲ以テ、之ヲ修史館ニ照会セシニ、群馬県ハ熊谷県ヲ改称セラル、ノミノコトニシテ廃県ニアラサル故ニ、熊谷県史ハ群馬県負担タルヘキ回答アリト雖、見解大ニ異ニシテ我県未タ之ヲ諾セス、尚再議アラントスル場合ニシテ、畢竟半途ノ儘之ヲ修史館ヘ引渡ニ外無之見込、猶口頭ニ巨細スヘシ、既往ノ行跡以後ノ見込前書ノ通有之、然シテ地誌及県史編成既ニ上申セシ草稿又本庁諸課ニ係ル伺書ニ、官省指令本書編冊其外庁中貯蔵ニ係ル者等、各若干其種類目次ノ如ク、其浩繁此ニ縷挙スルニ遑ア

ラサル者ハ総括目録ニ掲列シ、其標名等ヲ具スル、大約左ノ如シ

編輯係於テ調査編成及出版セシ書目

一 熊谷県管轄沿革概略		壹冊
一 上野・武蔵地誌提綱		貳冊
一 武蔵国賀美郡々村誌		壹冊
一 上野国碓氷郡々村誌		六冊
一 同 吾妻郡々村誌		六冊
一 同 新田郡々村誌		拾冊
一 同 那波郡々村誌		五冊
一 同 佐位郡々村誌		五冊
一 同 片岡郡々村誌		貳冊
一 同 多胡郡々村誌		三冊
一 同 緑埜郡々村誌		五冊
一 同 山田郡々村誌		六冊
一 上野国邑楽郡々村誌		八冊
一 同 甘楽郡々村誌		拾三冊
一 同 甘楽郡々村誌附録		壹冊
一 同 利根郡々村誌		拾貳冊
一 同 群馬郡々村誌		拾七冊
一 群馬県歴史	政治部	拾冊
	郡治・工業・民俗・騷擾時変 忠孝節義・拓地・学校	
一 同 制度部	禁令	四冊
一 同 職制部	官制	八冊
一 孝義力田篤志者取調		壹冊
一 上野国古墳考		壹冊

一 県治小効 壹冊

一 官員履歴 自治元年 三冊
至明治八年

一 上野名所概略 壹冊

一 群馬県一覽表 壹折

一 群馬県統計表 壹冊

一 群馬県布達全書 自治六年 式拾六冊
至明治十六年

右ノ外、各種図書係中貯蔵ノ目次ヲ存ス、其浩瀚ナルヲ以テ此ニ縷載セス

右に記されているように、庶務課編輯係では明治七年から国の命を受けて「上野国郡村誌」や「群馬県歴史」等の編輯業務に着手したが、この業務は明治十八年度以降、国が直接担当することになったため、編輯係では明治十七年七月から引き継ぎのための準備を始めた。この結果、群馬県における史誌編輯事業は業務半ばで国に引き継がれ、同十八年七月には編輯係も廃止されることになった。よって、この事務引継一件書類は、史誌編輯を担当した県の編輯係が業務遂行にあたり作成又は收受した国や郡役所等と県との往復文書を編綴したもので、群馬県における史誌引継の具体的な事務手続の一端を窺うことができるのである。

二 引継一件書類の内容別編年目録

前述のとおり本史料は、明治十八年（一八八五）の編輯係廃止に伴い、史誌関係文書等を改めて庶務課内で整理、編綴したものであり、それを明治二十三年九月以降、佐藤県政下で新設された知事官房が改めて表装し直し、永年保存文書として保存管理され

てきたものである。

そして本史料は現在、県の公文書として既に閲覧利用に供しており、当文書館の「収蔵資料目録検索システム」では明治期行政文書の簿冊目録と共に、一三件の件名（史料①②、③④⑦、⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱）は群馬県の史誌編輯事務引継の具体的な経過を明らかにするため、各史料の内容に即して新たに二三件に細分化し、それを時系列に並べ替えて全体を俯瞰できるようにした。それが次の内容別編年目録である（なお、史料番号は本文の史料番号を示す）。

【引継一件書類の内容別編年目録】

- ・ 明治十五年四月 地誌編輯関係図書類の目録作成方につき楫取県令より戸長役場あて達【史料⑫】
- ・ 明治十六年四月十九日 歴史編輯につき兵部省官員より元前橋県へ照会一件応答書【史料⑬】
- ・ 明治十七年七月九日 国史・地誌編輯取扱い方並び編輯費につき太政大臣より群馬県あて達【史料⑮】
- ・ 明治十七年八月七日 内務省にて地誌編輯取扱いにつき内務卿より群馬県あて目録等取纏め方達【史料⑯】
- ・ 明治十八年三月三十日 内務省にて地誌編輯取扱いにつき地理局長より佐藤県令あて図書等取纏め方通知【史料⑰】
- ・ 明治十八年三月三十日 内務省にて地誌編輯取扱いにつき地理局長より佐藤県令あて図書等取纏め方通知【史料⑱】
- ・ 明治十八年四月一日 地理局にて地誌編輯取扱いにつき関係図書類の引渡目録等取纏め方伺い【史料①】
- ・ 明治十八年四月一日 史誌編輯費廃止につき編輯係より会計

課あて買収備品取調べ方依頼及び会計課回答【史料⑪】

・明治十八年六月九日 地誌編輯図書類は目録に演説書を添え受取につき地理局長より佐藤県令あて照会【史料④】

・明治十八年六月十三日 歴史資料として西群馬・片岡郡長より下仁田戦争顛末記提出につき大書記官あて副申【史料⑧】

・明治十八年六月二十七日 内務省へ地誌編輯事務引継につき群馬県より地理局長へ懸合い文案並び編輯材料書類目録・事務引継演説【史料③】

・明治十八年七月三日 修史館にて府県史編輯取扱につき佐藤県令あて関係資料等取纏め方通知【史料⑯】

・明治十八年七月九日 庶務課記録係より編輯係あて御指令本書等受取【史料⑱】

・明治十八年七月十一日 編輯係所蔵資料を駆逐係及び土木課へ引渡し方伺い【史料⑨】

・明治十八年七月十六日 新田郡大村荒牧氏より新田家書類写の下戻し願いにつき伺い並び荒牧氏請取【史料⑩】

・明治十八年七月二十二日 県史書類引継及び古書搜索方につき修史館より佐藤県令あて事前通知【史料⑬】

・明治十八年七月二十二日 歴史編輯事務引継のため修史館より来県につき事務引継演説案伺い【史料⑳】

・明治十八年八月八日 庶務課常務係より旧編輯係あて引継図書等受取【史料⑱】

・明治十八年八月十三日 旧編輯係より会計課あて備品引継目録【史料⑭】

・明治十八年八月十三日 旧編輯係より常務係あて備品引継目録【史料⑮】

・明治十八年八月十三日 庶務課編輯係より農商係あて帳簿類

・ 図書等引継及び農商係受取【史料㉑】

・明治十八年八月十三日 農商係より編輯係あて引継古物・書類等領収【史料㉒】

・明治十八年八月二十五日 歴史編輯事務引継及び古文書搜索のため修史館員来県につき庶務課員随行の上申【史料㉓】

三 引継一件書類の主な内容

明治新政府による「皇国地誌」「国史」編輯事業は、冒頭でも記したように明治五年（一八七二）九月から太政官正院の地誌課、同年十一月から同歴史課がそれぞれ担当し、明治八年六月に「皇国地誌編輯例則」と同七年十一月に「歴史編輯例則」を全国府県に指示して実質的にスタートしたが、明治八年四月、歴史課に代わって新たに修史局が設置されると、史誌編輯事業はすべて修史局（明治十年から修史館と改称）が統括することになった。しかし、明治十七年になると修史館と地理局に再び分割され、全国府県の史誌編輯業務は国に引き継がれることになったわけである。そこで群馬県において史誌引継の事務手続が実際どのようなに行われたのか、その具体的な経過を右編年目録の記述を基に整理しておくことにする。

まず明治十七年七月九日、三條実美太政大臣の達によって明治十八年度以降、史誌編輯事業のうち国史は修史館、地誌は内務省地理局で所管し、以後その編輯費九五〇円も下付しないことが決定された（史料⑤）。続いて県の庶務課編輯係（担当職員は小澤如風・山崎衡ら）では山県有朋内務卿からの達（史料⑥）及び桜井勉内務省地理局長からの通知（史料⑦）を受け、まず地誌関係

の資料・図書類を取り纏め、その整理・目録化作業に着手した。併せて編輯係は県の会計課に対し、明治八年度から同十七年度までに国から下付された編輯費で年度毎に購入した備品等のリスト（品目・数量・金額）の作成を依頼している（史料⑩）。こうして編輯係は明治十八年六月を期限として地誌編輯材料書類目録を作成し、これに事務引継演説を添えて地理局との引継事務を終えることになったのである（史料⑪）。ただし事務引継演説によると、上野国一四郡のうち勢多郡を除く一三郡は既に郡村誌の編成を終えて進達済みであったが、勢多郡については編成作業の遅れを理由に、原稿のまま地理局へ引き継がれたことが判る。また現物の図書類は、地理局職員が後日現地に出張した際に引き渡し、参考書類も後日謄写したうえで引き継ぐこととした。

なお、遅延した右の勢多郡村誌に関しては、写本が当文書館に所蔵（請求番号・議二四九〇）され、序文にその経緯が記されているので参考に示しておくことにする（『上野国郡村誌1 勢多郡（1）』群馬県文化事業振興会 昭和五十二年刊）。

今般編輯係廃セラレ、地誌編輯事務ハ地理局ニ引継キタリシカ、本県上州十四郡中十三郡ハ編成呈出済ミニシテ、残ル所勢多ノ一郡ニ在リ、因テ町村ヨリ進達スル所ノ原稿ヲ以地理局ニ引継キ、本県ニハ謄写備置モノ此レ也、向後地理局ヨリ照会アラン時ノ参考トス、此編成十三郡ノ地誌ト此写本トヲ合セハ全州ヲ見ルニ足ルヘシ、編冊十冊トス

明治十八年七月

一方、修史館へ引き継ぐ歴史編輯資料に関しては、「修史館へノ引渡シモノハ未タ目的不相立、（中略）差向キ地誌ニ係ルモノ

ヲ調査シ、歴史ニ係ルモノハ追テ可伺出候」（史料①）、また「歴史引継之義ハ在京山内一等属江委托、修史館引合候処、委細近日可通達との義ニ付、追而可伺出候」（史料②）とあるとおり、整理作業が地誌よりも後回しになっていたが、明治十八年七月三日になると修史館監事巖谷修から佐藤群馬県令あてに係資料等の取り纏めの依頼があり（史料⑬）、ようやく準備作業に入ることになった。さらに同年七月二十二日には巖谷監事から佐藤県令へ関東六県の県史引継や古文書搜索を目的として修史館編輯修副長官の重野安繹らが東京を出発したとの事前通知があり（史料⑭）、これを受けて編輯係は七月末までに編輯業務の進捗状況や問題点等を整理した歴史編輯事務引継演説を作成している（史料⑮）。

なお、前掲の拙稿（『双文』第二二号所収）で収録した修史館重野安繹の古文書探訪「復命書」には「明治十八年七月十日、神奈川・埼玉・群馬・千葉・茨城・栃木六県御用出張之命ヲ蒙リ、六等掌記日下寛・田中義成、七等掌記小倉秀貫随行被仰付、是ヨリ先、府県史編纂ノ事ヲ修史館ニ被仰、因テ六県編纂事務引継ノ為メ、且ハ各地古文書搜索ヲ兼ネテ此命アルナリ」とあり、さらに「古文書探訪日記」によれば、一行は八月二十二日前橋町に到着すると、早速県庁に随員を派遣したが、佐藤県令・森大書記官はそれぞれ出張中で不在であった。翌二十三日は県から九等属小澤如風（元編輯係）が重野の止宿先を訪れ、事務引継について事前協議を行っている。そして二十四日朝、佐藤県令・森大書記官・元編輯係六等属山崎衡（廃官）が来宿、県庁で引継を完了している。この引継には庶務課長一等属の山内信實と小澤如風が関与したとある。県史引継を終えた重野ら一行は、引き続き八月末まで県内の古文書探訪を行っているが、調査には山崎衡のほか、佐

藤県令の命を受けた庶務課員小澤如風も随行している(史料②)。

結びにかえて

群馬県の「旧編輯係事務引継一件書類」を紹介するにあたり、明治十七年(一八八四)の楫取から佐藤県令への「知事更迭事務引継書」や同十八年の太政官修史館による「関東六県古文書採訪記録」の記述を引用しつつ、その概要を述べてきた。全国府県の史誌編輯は明治十八年六月を期限として太政官修史館と内務省地理局とに引き継がれた。この明治前期から中期は、明治六年熊谷県令となった楫取素彦が群馬県令に転任し、明治十七年に元老院議員として転出するまでの期間にあたり、業務は庶務課内の編輯係で進められた。しかし、その実務は庶務課長山内信實(二等属)の下で、主に山崎衡や小澤如風らが担当したことは各史料に押捺されている印章等からも読み取ることができる。そこで、二人の簡単な履歴を紹介して結びにかえることとしたい。

まず山崎衡に関しては、岡部福蔵著『上野人物志』(上毛郷土史研究会 大正十四年刊)の中で次のように記されている。

本姓高松氏、衡山と号す、徳川幕府旗下の士なり、山崎家に養はる、昌平校に学び、経史に通ず、中村敬宇同窓の友なり、長崎に遊び、蘭学を修し、又撃剣に長ず、楫取群馬県令の招に応じ、本県史跡編修に執筆する多年、後東京に帰り卒す

遺稿 洗冤史論、新田義貞、児島高德、三王墳墓略記、

詩文稿、隨筆、其他数十卷

また丸山知良は「山崎衡覚え書」(『群馬文化』第一二二号

昭和四十六年刊)の中で明治十五年の履歴書(文書館蔵 請求番

号…知事84A 953/4)を掲載し、それによると、山崎は旧名を衡三郎、元静岡県士族、天保元年(一八三〇)八月二十五日生まれで、明治十二年七月に群馬県師範学校教師として来県、東群馬・南勢多の郡書記等を経て、同十四年五月に群馬県雇編輯係へ転任したことが判る。そして明治十八年八月に史誌の事務引継を終えると、その後は県を退職して東京に戻り、同二十七年十一月十六日、六十四歳で没したとされている。

一方の小澤如風については、当文書館所蔵の明治三十年「退官履歴」(請求番号…知事84A 24822)と明治四十年「公共団体吏員」(請求番号…明123212)の中に履歴書が残っている。これによれば、小澤は安政元年(一八五四)十月一日(又は十九日)信濃国水内郡北長池村に生まれ(本籍は西群馬郡倉賀野駅)、明治八年に佐野小学校教員として採用、のち同十三年六月に庶務課編輯係に転任、以来専ら県の史誌編輯業務に従事し、同十八年八月二十四日には「修史館編修副長官重野安繹歴史編輯ノ為メ管内巡回ニ付各郡へ主張申付候事」とある。

このように山崎と小澤の二人は共に明治期の群馬県における史誌編輯事業に大きな役割を果たし、県史の事務引継後は、山崎が重野安繹ら、小澤が日下寛の古文書調査にそれぞれ案内役として随行し、山崎は八月二十八日、小澤は九月二日に役目を終えて前橋に帰ったことが重野一行の「古文書採訪日記」から窺うことができる。

以上、明治十八年の史誌編輯事務の国への引継に伴い、群馬県庶務課が編綴した「雑事 管外官衙」(「旧編輯係事務引継一件書類」)について史料解題を記してきた。国へ移管された史誌編輯事業はその後、地誌は内務省地理局から文部省に移り、明治二

十三年には帝国大学の地誌編纂掛で継続された。一方、府県史を引き継いだ修史館は明治十九年一月、太政官制から内閣制度への移行に伴い内閣臨時修史局と改称、さらに同二十一年帝国大学に移管されて臨時編年史編纂掛（同二十四年、地誌編纂掛と合併して史誌編纂掛と改称）となるが、同二十六年四月十日、史誌編纂掛が廃止されたことで国の修史事業は未完のまま中止となった。

最後に、本史料の編集にあたり凡例と参考文献を示しておく。

凡 例

一、本史料は、群馬県立文書館が所蔵し閲覧公開している明治期行政文書の中の明治十八年（一八八五）の群馬県庶務課「雑事 管外官衙」（「旧編輯係事務引継一件書類」請求番号…明178）である。

一、本史料は、明治十八年庶務課編輯係が廃止された際、同係で管理保存していた文書を一件書類として整理したもので、翻刻・編集にあたっては、出来るだけ原本の体裁を尊重して掲載したが、便宜上一部省略した箇所は括弧で注記した。

一、各史料の内容を判別、理解しやすくするため、本文には適宜句点を付けるとともに、新たに史料番号【史料①～②3】を付し、また本史料の解題には内容別編年目録を掲載したので併せて参照されたい。

一、史料本文中に表紙又は朱書・異筆・下ゲ札等がある時は、その部分を「」で囲み、（表紙）（朱書）等と傍注して本文と区別した。

一、文字は原則として常用漢字を用い、判読不明の場合は□で示すか（カ）などと注記した。また明らかな誤字や推定した

文字はそれを傍注した。

一、助詞等で慣用的に使用される漢字（者・江・茂・而など）は小字を用いて区別した。

一、原本に押捺されている印章で判読可能なものは、出来るだけ印文と㊦を括弧で示し、判読不能なものは㊦のみとした。

【参考文献】

- ・岡田昭二「【史料紹介】明治十八年の関東六県古文書採訪記録―群馬県を中心として―」（群馬県立文書館紀要『双文』第二十二号 平成十七年刊）
- ・岡田昭二「群馬県における史誌編纂事業とその変遷」（同右『双文』第二十四号 平成十九年刊）
- ・群馬県史 資料編21『近代現代五（群馬県 昭和六十二年刊）
- ・『上野国郡村誌1 勢多郡（1）』（群馬県文化事業振興会 昭和五十二年刊）
- ・岡部福蔵著『上野人物志』（上毛郷土史研究会 大正十四年刊）
- ・丸山知良「山崎衡覚え書」（『群馬文化』第一二二号 昭和四十六年刊）
- ・太田富康著『近代地方行政体の記録と情報』（岩田書院 平成二十二年刊）

【史料】明治十八年 雑事管外官衙 庶務課（請求No.明治一七八）

〔表紙〕

「明治十八年八月

庶務部

雑事 管外官衙

〔永年保存〕〔朱印〕 知事官房

〔中表紙〕

「明治十八年八月

〔朱書〕 「雑事管外」

〔永年保存〕〔朱印〕

旧編輯係事務引継一件書類

庶務課

【史料①】

〔欄外〕

「管外雑事」

十八年四月一日

五等属世木真人 印

令（佐藤 印）

大書記官

庶務課

〔信實 印〕 編輯係（小澤 印・彦 印）

常務係（渋谷 印・吉川 印） 印

〔利根川 印〕

別紙地理局長ヨリ通知之趣ハ、昨十七年八月月中、内務卿ヨリ達ノ趣モ有之、兼テ取纏メ置候儀之处、図書類ハ地理局ヨリ出張受取ヘキ旨猶又通知ニ付、右取纏方ニ着手可仕、付テハ地誌ニ係ル一切ノ書類悉皆引渡シ候テハ庁中参考ノ欠乏トモ可相成、且又借上引用書ハ既ニ返却セシモノモ有之、現今借用中ノ分ハ其目錄卜所

持主トフ記シタル書面ヲ以シ、此際其所持人へ返却シ、又編輯費ヲ以買収シタル引用書類ハ無論引渡スモノトシ、其他ノ書類ハ県庁ノ所蔵トシ、之レヲ目錄ニ記シ、地理局ニ入用ヲ要スレハ貸渡ノコトニ區別可相立見込ニ有之候、地理局長へハ今般通知ノ趣ニ対シ候テハ特ニ回答ニ及フマシク哉
但、修史館へノ引渡シモノハ未夕目的不相立、庁中一切ノ記録悉皆歴史ノ資料ニ付、問ヲ待チテ時々詮儀ヲ尽シ、各課ヨリ答フルノ外有之マシク、猶模様モ可有之ニ付、差向キ地誌ニ係ルモノヲ調査シ、歴史ニ係ルモノハ追テ可伺出候

【史料②】

〔欄外〕

〔庶務 印〕

三月三十一日受付
甲第二九号（本多 印）

〔朱書〕
「地発第六八号」

地誌編輯之義、本年度以後当省ニ於テ取扱相成候ニ付、昨十七年八月七日内務卿ヨリ被相達候趣モ有之候处、右図書類ハ追テ当局ヨリ出張御受取可及候条、兼テ御取纏メ有之度、為念此段及御通知置候也

明治十八年三月三十日

地理局長 桜井 勉 印

群馬県令 佐藤與三殿

【史料③】

〔欄外〕

「六月廿六日決判済」

「校合済 印」

「六月廿七日
發送済 印」

十八年六月

五等属世木真人 印

令 (森[㊟]) 大書記官 庶務課

常務係(渋谷・小澤・吉川他三名[㊟])

編輯係(衡[㊟])

㊟調査係(飯沼[㊟]・中野[㊟])

地誌編輯事務内務省へ引継方之儀、左二相伺候也

(山内信實)

但、歴史引継之義ハ在京山内一等属江委托、修史館引合候
処、委細近日可通達との義ニ付、追而可伺出候

地理局長江懸合文案

(朱書)
「編乙第三十四号」

(朱書)「十八」

地誌編輯之義、本年度より御省ニ於テ御取扱相成候付而者、予而
内務卿御達及本年三月中御通知、猶去ル九日付御照会之趣ニ依リ、
於本県該残事務引継之書類、別紙目錄江演説書相添差進候、尤現
物ハ追而御局員出張之上可及御渡候、此段及御照会候也

十八年六月 (佐藤県令) 令

地理局長 桜井 勉殿

地誌編輯材料書類目錄

一 勢多郡町村誌原稿一括

右該町村より徴取之分

一 参考書類四拾八冊

但、追々謄写備置之分

内

上野志 三冊

上野風土記 壹冊

同郡分風土記 壹冊

前橋風土記 壹冊

伊勢崎風土記 壹冊

沼田記撮抄 壹冊

沼田余説 壹冊

関東古戦録 拾五冊

三齋考 三冊

志談記 壹冊

浪合記 壹冊

高崎誌 三冊

安中誌 三冊

上毛野伝説雜記 拾三冊

但、拾遺上毛野国廻紀行脚隨筆・碓氷雜誌共

右及御引継候也

明治十八年六月

地理局

御中

群馬県

地誌編輯事務引継演説

本県地誌編輯事務、明治八年着手以来各郡逐次調査、管轄拾四郡
中其拾三郡者既ニ編成進達、即今残ル所勢多之一郡ニ候処、近頃
歴史編輯督促ありしか為、勢多郡ニ着手之段無之、終ニ本年七月
以後、於御省編輯御取扱之事ニ相成候付、勢多郡より徴取せし町
村誌原稿之俛及御引継候、然処地誌編輯ニハ担任者親しく該地方

ニ巡回目撃、努めて遺漏を搜索シ古記ヲ採拾シ、實際ニ就キ多少考究を費シテ編成之義ニ而、右町村呈出之原稿ニ於テハ杜撰不少、條令ニ不適合あるを免レ難ク候、参考書類ハ追々謄写備置之分、別紙目録之通及御引継候義ニ有之候也

明治十八年六月

群馬県

地理局

御中

【史料④】

(欄外)
〔庶務印〕

六月十日受付
甲第一二号(本多印)

(朱書)
「発一四二」

地誌編輯ニ係ル凶書類受取方ノ義ニ付、本年三月発六八号ヲ以及御通知置候処、各地方一時ニ出張及御受取候義ハ難相整候ニ付、此際目録ヲ以御引継ヲ受ケ、現物ハ追テ当局員出張ノ上、御受取申度候条、右目録ニ演説書ヲ添へ御廻送有之候様致度、此段及御照会候也

十八年六月九日

地理局長 桜井 勉 印

群馬県令 佐藤與三殿

【史料⑤】

(欄外)
「参照」

群馬県

国史・地誌編輯ノ儀、明治十八年度以後、国史ハ修史館ニ、地誌ハ内務省ニ於テ為取扱候條、右編輯費金九百五拾円ハ同年度以後

之ヲ下付セス、此旨相達候事

明治十七年七月九日

太政大臣 三條実美

【史料⑥】

乾地第三一二号

群馬県

地誌編輯ノ儀、明治十八年以後於当省取扱候ニ付而ハ、従前於其県成稿ノ凶書ハ勿論、目下編輯中ノ凶書、及ヒ参考ノ為メ買上并借上タル凶書類等ハ夫々目録ヲ製シ、予メ取纏メ置、追而引継ノ際紛敷セサル様注意スヘシ、此旨相達候事

(七の誤カ)

明治十八年八月七日

内務卿 山県有朋

【史料⑦】

地発第六八号

地誌編輯之義、本年度以後於当省取扱相成候ニ付、昨十七年八月七日内務卿ヨリ被相達候趣も有之候処、右凶書類ハ追テ当局ヨリ出張御受取可及候条、兼而御取纏め有之度、為念此段及御通知置候也

明治十八年三月三十日

地理局長 桜井 勉

群馬県令 佐藤与三殿

【史料⑧】

(欄外)
〔庶務印〕

六月十五日受付
乙二第一二号印

(朱書)

「甲第六百六十九号」

客月編丙第拾式号ヲ以歴史編纂資料ニ供スル為メ、去元治年間旧高崎藩ニ於テ故武田耕雲斎追討之節、北甘楽郡下仁田ニ於テ戦闘之顛末詳細取調可差出云々御達相成、別紙壹綴當時該件ニ付探偵従事、高崎駅新町区中沢儀兵衛手扣、其他旧高崎藩士中各自手留及記憶口碑ニ属スルモノ等、其実事タルヘキモノヲ取り編成致シ則進達候、将夕高崎駅於テ亡富屋定七外式名、戦状探偵等ニ従事セシモノ手扣等書類所蔵ニ候得者可申立御達之處、右定七八戦死セシニ付蔵書一切無之趣、片岡郡清水寺住職田邨仙兵ハ當時別ニ手留メ無之、後年ニ至リ取調シ戦死者姓名・法号等ヲ記録セシモノ有之トモ採集スヘキ廉不相見、惟リ高崎於テ前書中沢儀兵衛所蔵之本人手扣御照覽可相成候廉有之様相見ヘ候、此段副申候也

明治十八年六月十三日

西群馬 郡長 吉見邦直 印
片岡

群馬県大書記官 森 醇殿

旧高崎藩幕命ヲ奉シ賊徒追討之節、北甘楽郡下仁田ニ於テ武田等ト戦闘之顛末

(下仁田戦争顛末の本文、省略)

明治十八年六月 西群馬 郡役所
片岡

【史料⑨】

(欄外)

「七月十一日決判済」

十八年七月十一日

五等属世木真人 印

旧編輯係 (衡 印)

(佐藤 印) 令 大書記官 庶務係 (渋谷・小澤・吉川他二名 印)

一 駒通史 壹冊

右駒通係江

岡田武周 印

一 有用木材捷覧 初編 壹冊

一 有用木材試験表 壹帖

一 製造機械品目 壹冊

右土木課江

磯村應 印

右編輯係所蔵之分、前書之課係所望ニ付引渡可申哉

【史料⑩】

十八年七月十六日

五等属世木真人 印

令 (森 印) 大書記官

(信實 印) 庶務課

編輯係

残事務

新田家書類写下戻之義、荒牧孫三郎より別紙之通申立候ニ付、下戻可然哉

但、該書者公然役座を経差出候ものニ無之、前懸ニ巡廻之序一覽之為写取差出させ候分、編輯係参考之為相納め有之候義ニ有之候

(欄外)

「安川繁成より到来之由ニ而、十八年四月廿九日森書記官より受取」

新田家書類写御下戻願

新田郡大村

荒牧孫三郎

右奉申上候、先年中前県令御一覽被成度趣ニ付、新田家書類写上申致置候処、該書類謄写疎漏之廉有之候間、一先御下戻シ被成下度、此段奉願上候、以上

右

荒牧孫三郎[㊦]

明治十八年四月廿七日

〔^{異筆}〕右御下渡相成、正ニ請取候也

右

同人[㊦]

明治十八年七月十六日

【史料⑪】

十八年四月一日

世木五等属[㊦]

常務係（吉川・原田他一名[㊦]）

庶務課（信實[㊦]）

編輯係（衡・小澤他二名[㊦]）

〔六の誤カ〕

去ル明治七年四月太政官第五十四号布達ヲ以、地誌編輯費自今一年額金七百円渡方相成、同年十一月太政官第四百十七号布達、地誌編輯費を以国史編輯兩般之費用ニ支給、同九年十月太政官第百壹号布達、史誌編輯費本年以降貳百五拾円増加之処、十八年度より編輯費ヲ廃修史館・地誌局江引渡ニ付、明治七年より自今迄ニ係ル買収之備品取調ヲ要シ候条、於貴課至急御詮義之上、備品付立御回送相成度及御依頼候也

〔朱書〕

〔カ〕

但、明治十四年一月乙第三号内務省達、十三年度以降ハ雛形ニ準シ勘定書ニ差出、明治七年より十二年度迄之分各年度雛形ニ

準シ、三月十日限り取束ニ差出候事ニ相成候ニ付、右書類御詮

義相成候ハ、可明了候

一只備品トノミ有之候而ハ差支候間、現物品御詮義有之度候

庶務課

明治十八年四月

編輯係

會計課

御中

過日御依頼被越候編輯費ヲ以テ買収備品取調候処、別紙之通ニ有之、此段及御答候也

十八年四月十六日

會計課 ㊦

編輯係

御中

編輯費備品調

〔欄外書込、省略〕

品目	明治八年分 個数	金員
硯箱	一個	七錢五厘
錐	一本	三錢五厘
小刀	一本	六錢
硯石	貳面	拾八錢五厘
御用筆筒	一棹	四円七拾六錢六厘

〔朱書〕

一、五円十二錢一厘

九年分

(七品目、省略)

「 \sphericalangle 十四円二十一銭」

十年分

(四品目、省略)

「 \sphericalangle 七円九十銭」

十一年自一月至九月

(八品目、省略)

「 \sphericalangle 四十九円三十二銭」

十一年度

(八品目、省略)

「 \sphericalangle 九円四十九銭一厘」

十二年度

(三品目、省略)

「 \sphericalangle 七円七十二銭」

十三年度

(二十一品目、省略)

「 \sphericalangle 四十一円廿二銭三厘」

十四年度

(九品目、省略)

「 \sphericalangle 一円九十九銭五厘」

十五年度

(十一品目、省略)

「 \sphericalangle 二円六十三銭」

十六年度

(五品目、省略)

「 \sphericalangle 三円二十四銭五厘」

十七年度

(三品目、省略)

「 \sphericalangle 四円廿銭」

十七年度史誌編輯費備品調洩ノ分

椅子 一脚

四拾二銭

硯箱 一個

八銭

硯石 一個

拾一銭

朱硯 二個

拾銭

小刀

三丁

拾三銭五厘

錐

式本

五銭

肉池

一個

式銭

燈籠

式丁

拾六銭

(朱書) 「 \sphericalangle 壹円七銭五厘」

右者過日取調候以後支出之分、御通知及候也

四月廿五日

會計課 印

編輯係御中

【史料⑫】

乙第 号

戸長役場

内務省地理局ニ於テ地誌編輯參考書類追々採集之処、未夕完備セサルヲ以、今般博ク人民社寺等無遺漏搜索、所蔵ノ地誌・歴史・系譜・金石類ノ彫文其他ノ文書・紀行等、惣シテ地誌ニ関係スヘキ図書類、別紙書式ニ照準、先以目録ヲ作り郡役所ヲ經由シ、来六月廿日限り可差出、追テ其保護ヲ厚クシ借觀ヲ要スル儀モ可有之、此旨相達候事

但、所蔵ノ者無之町村ノ儀ハ其旨同日限り可届出事

明治十五年四月日

群馬県令 楫取素彦

書式

某郡某村(町)(駅)

士族(平民)

所持 何誰

同 何社(何寺)

共有物ハ村(町)(駅)ノ下ニ共有トシ、全部ノ共有ニ

アラサルモノハ、何誰ノ左行へ、外幾人共有トスヘシ

目録

一 地誌 書名ヲ掲クヘシ、書名ナキモノハ上州ノ名所旧跡ヲ輯録セシ書等ヲ記ス 幾冊 或ハ帖卷等其数ヲ挙クヘシ

一 紀行 同上

右撰者ノ居地・姓名・年月及其書ノ大旨ヲ登記スヘシ

一 文書 同上

右百年以上ノ古書・證文・感狀 武田・上杉等ノ書狀、知行附与ノ證文、軍忠狀等ニ同スルモノ 及

近世ト雖沿革ヲ徴スヘキモノ、武田耕雲齋拳動ノ如キ書類、

或ハ名家・奇人等ノ伝、或ハ古図物等、撰者アレハ之ヲ登記

スルコト、前ノ如シ

一 系譜 同上

往古ヨリ今代ニ至ル一般人民ノ家譜及即今廃家ニシテ一族其

他ニ存在・沿革ヲ徴スヘキモノ、撰者アレハ之レヲ登記スル

コト、亦前ノ如シ

一 金石ノ彫文

一般人民社寺等ニ蔵スル物ニシテ、或ハ鏡鐘瓦・燈籠・石碑

・墓碣・位牌 墓碣・位牌ハ文祿以前ニ限ル・扁額等、其他徴古ノ器物ハ其数、

及ヒ伝来ノ分明ナルハ其子細ヲ記スヘシ

右〈神官〉〈住職〉并

明治十五年 月 日

戸長 何ノ誰

戸長

何ノ誰

【史料⑬】

(欄外) 庶務印

七月廿三日受付
甲第七号(本多印)

四

(朱書) 第二百四十三号

今般、編修副長官重野安禪神奈川外五県下へ出張被仰付、去ル十日茨城県へ向ヒ出発、不日其御県へ罷出可申ニ付テハ、兼テ及御照会候県史書類、此際御引継有之度、且御管下古書搜索方等致御協議候儀モ可有之ニ付、予テ御承知有之度、此段申進候也

明治十八年七月廿二日

修史館監事 巖谷 修

群馬県令 佐藤與三殿

追テ、本文其御県へ到着日限ハ出張先より御通報可申筈

二候条、右為念申副候也

【史料⑭】

備品引継目録

一、机 但、硯箱其他付属品共

四脚

一、椅子

四個

一、箱

大小五個

右及御引継候也

庶務課

十八年八月十三日

旧編輯係 印

會計課

御中

【史料⑮】

備品引継目録

一、編輯係印外大小印

右及御引継候也

拾九個

庶務課

旧編輯係

十八年八月十三日

同

常務係宛

【史料⑯】

(欄外)

〔庶務印〕

七月五日受付
甲第十四号(山田印)

(朱書)

「第百八十七号」

府県史編輯之儀、本年度以後当館ニ於テ取扱候ニ付テハ、客年八月中及御照会候県史未成稿之分并材料・諸記類為受取、不日本館員出張可致候条、差支無之様御取纏置有之度、此段申進候也

明治十八年七月三日

修史館監事 巖谷 修

群馬県令 佐藤與三殿

追テ本文出張期日決定次第、尚可及御通知候也

(封筒ウツ書)

「群馬県御中

(消印)

「上野前橋七・五・い」 修史館」

【史料⑰】

(表紙)

〔貼紙〕

「歴史編輯二付検閲スミ、

明治十六年四月十九日(印)」

兵部省官員ヨリ談有之件々応答書

元前橋県

第一條 当県官員幾名にして、且其姓名相何度候

御答

(下付札)
「官員履歴」

元当県大参事

山田 敬之

元当県少参事

深澤 勝忠

元当県権少属

増田 清成

元当県史生

神林 正橙

元当県庁掌

山田 定保

元当県判任出仕

伊藤 敬信

右御出張之節、御応接申候姓名ニ御座候、余者御引合ニ付相略申候

(以下、第二條〜第二十五條の応答、省略)

一 県庁惣躰上中下之位を以売払候節者、壹坪何程ニ相成候哉、取調之義者差向引取人無之、至急見込調立兼候事

一 郭木・立木之分百四拾九本売払直段之義、凡金七拾四兩二分位ニ相成可申候事

右之通御座候也

壬申二月

元前橋県

【史料⑱】

記

一群馬県史 其外百七十冊

壹箱

一上野名跡志 外百六拾五冊

同

一東鑑 其外百貳拾六冊

同

- 一 近世日本外史 其外百五拾壹冊 同
 - 一 萬国年鑑 其外八拾壹冊式括 同
 - 一 日本政表 其外百貳拾貳冊式括 同
 - 一 出版書目月報 其外九十貳冊 同
 - 一 府県統計書 百四拾八冊 同
 - 一 康熙字典 四十冊 同
 - 一 集古十種 八拾五冊 同
 - 一 群馬県布達全書 貳十八冊 同
 - 一 群馬県布達全書統計表共 三拾五部 同
 - 一 成規留 其外五拾六冊壹袋 同
 - 一 一家祿奉還資金調 其外拾七冊 同
 - 一 官有其他往復六十廉 七十四冊 同
 - 一 以上入箱拾五 楷法遡原トモ 外鍵三ツ 同
- 右別冊書目相添へ御引継相成、正二受取候也
 十八年八月八日 庶務課常務係

【史料⑱】

- 證
- 一 官省御指令本書目錄 拾貳冊
 - 一 同御指令本書 百四拾三冊
 - 一 同御達訓示本書 拾八冊
 - 一 合百七拾三冊
- 右御引継相成、確収候也

(欄外)
 (加藤印)

旧編輯係御中

明治十八年七月九日

編輯係

庶務課

記録係 印

【史料⑳】

記

- 明治十一年ヨリ十五年ニ至ル
- 一 古文書古器物書類 壹冊
- 同十六年
- 一 同 壹冊
- 同十七年以來
- 一 同 壹冊
- 一 古碑保存書編 壹冊
- 一 多胡碑摺物 貳軸
- 一 金井澤碑同 壹軸
- 一 山上碑同 貳軸
- 一 下高尾碑同 軸
- 一 小川碑同 壹軸
- 一 高瀬碑同 壹軸
- 一 兵衛尉行氏碣同 壹軸
- 一 永仁碑同 壹軸
- 一 正中碑同 壹軸
- 一 建治碑同 壹軸
- 一 坂本駅古墓同 壹軸
- 一 摺物 貳包

一 齋瓮 大 壹個
 一同 小 壹個
 一 坏 壹個
 一 石刀 拾壹個
 一 埴輪 円福寺墓陵 八片
 一 土器欠片 四個
 一 劍 稻荷塚堀発 壹箱
 一 小瓶 植野村同 壹個
 一 博物館列品目録 貳冊
 一 博物館分類一覽表 壹冊
 右規第三拾四号・三拾七号御達ニ依リ、帳簿類其外図書匣壹個共及御引継候也

明治十八年八月十三日 庶務課 編輯係 印

勸業課 農商係御中

前書御引継書目之通正ニ受取候也

明治十八年八月十三日 農商係 印

庶務課 編輯係御中

【史料⑳】

記

一 西群馬郡下和田村及日本鉄道会社鉄道敷地ヨリ掘出、博物館へ
 差出残古物壺箱并ニ書類壺括、但未決
 一 西群馬郡新井村・碓氷郡若田村ヨリ掘出ス古物壺箱、但既決

右御引継相成、正ニ領収候也

十八年八月十三日 勸業課 農商係 印

庶務課 編輯係御中

【史料㉑】

(欄外)

〔八月廿五日決判済〕

明治十八年八月廿五日 庶務課長 (信實 印)

令 印 (森 印) 大書記官

歴史編輯事務引継之儀ニ付、兼而修史館ヨリ照会之趣有之候処、今般同館副長官重野安釋来県ニ付、別紙演説書之通引継ヲ了シ候、尤モ本県ニ於テ着手セサル戸口・刑法・會計・禄制等ノ項目ハ同館ニ於テ編纂ノ筈ニ付、右項目及旧入間県ニ係ル事実ニ付参考上照会ニ及候義モ可有之旨同官ヨリ談有之候、依テ同官ニハ古文書類搜索ノ為メ邑楽其他各郡へ向ケ出発ニ付、本課員小沢如風随行、昨廿五日発程相成申候、此段上申候也

【史料㉒】

(欄外)

校合済 (衡 印)

七月廿八日 浄書済み 印

十八年七月廿二日 五等属世木真人 印

令 (森 印) 大書記官 (信實 印) 庶務課

旧編輯係 (小澤 印)

① 調査係 (飯沼他三名 印)

② 常務係 (渋谷他四名 印)

歴史編輯事務引継之儀ニ付伺

歴史編輯事務引継之儀、該館ヨリ吏員出張ノ上受取ルヘキ筈ニシテ、来県近キニ在ルヘシ、依テ左案相伺候也

歴史編輯事務引継演説

本県歴史編輯ハ、明治十年迄ニ例則・條款之内、県治・工業・学校・職制・禁令ノ五項ヲ編成進達シ、其後地誌原稿各町村ヨリ徴取ノ分、輻輳セシヲ以実地巡視編纂ニ着手シ、十六年マテニ上州十四郡中十三郡ノ郡村誌編成、地理局ニ差出シタリ、時ニ同年二月ニ至リ、明治七年迄ノ歴史急ニ編成スヘキ旨、御照会ニ依リ專一ニ着手中、客年七月該事務本年六月迄ニテ打切トシ、爾後御館ニオ井テ編成ノ事ニ令アリ、元来本県明治九年再置以前、管地分合頻繁、随テ吏員更迭多ク、旧藩県ノ書類散逸アル、史料ニ供スヘキモノヲ採輯スル頗難洩タリト雖、務メテ

(朱書)〔農〕

網羅シ拓地・民俗・勸業・褒賞・警保・刑罰・賑恤・祭典・馭通・租法・兵制・忠孝・節義・騷擾・事変等編成進達シ、戸口・刑法・會計・祿制等ノ項、未タ着手セス

一 歴史材料・諸記録纏括シ置キ、引継ノ際紛乱ナキニ注意スヘキ旨曾テ御照会ノ処、元来歴史ノ材料タル庁中一切ノ簿書悉皆其資ニシテ、之ヲ搜索シテ例則ニ照シ、條項ヲ區別シ、或ハ旧藩主或ハ裁判所或ハ郡役所・戸長役場等ニ徴取シ其稿ヲ立ツ、今其材料ヲ撰出シタル、引継ニ供スヘキ書類ナシ

但、明治六年入間・群馬両県ヲ廢シ熊谷県ヲ置キ、同九年更ニ熊谷県ノ旧入間地方ヲ埼玉県ニ合併シ、其旧群馬地方及栃木県ノ上州三郡ヲ合併シ、熊谷県ヲ改メテ群馬県ヲ復称ス、

此時ニ当テ歴史未着手タリ、群馬県ハ乃チ旧群馬県ノ跡ヲ嗣クモノナレハ、自今旧入間県明治六年前ニ遡ル歴史及該地方ニ係ル九年迄ノ歴史并埼玉県ノ任スル所トシ、其際書類悉皆埼玉県ニ引継シ処、埼玉県ニ於テハ明治六年前及ヒ九年マテニ關係ナシトスル由ニ聞ユルヲ以、十七年三月御館御照会ニ及フニ、御館御意見アリテ熊谷県ハ改称ナリ、廢県ノ例ニアラス、旧入間県ニ係ル歴史ハ我県ノ任スル所トスト、時ニ同年七月ニ至リ、本年六月迄ニテ該事務打切ルヘキ令アルヲ以武州ニ係ル歴史ハ其俟未着手タリ

一新田・邑楽・山田三郡ハ栃木県管轄タリシヲ、明治九年我ニ合併、此時ニ当リ該三郡ニ係ル地誌ハ、栃木県ニ於テ未着手タルヲ以、其俟引継クト雖、歴史ハ既ニ着手中ナルヲ以、同県ニ於テ編成ノ事ニ照会アリ

右之通候也

明治十八年六月

修史館御中

群馬県

執筆者紹介

関口 荘右 (せきぐち そうすけ)

古文書係指導主事

秋山 正典 (あきやま まさのり)

古文書係嘱託

岡田 昭二 (おかだ しょうじ)

文書館長

題字 岡庭 征人 書

双 文 第 31 号

平成 26 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 群馬県立文書館

前橋市文京町3-27-26 (〒371-0801) / 電話027(221)2346
